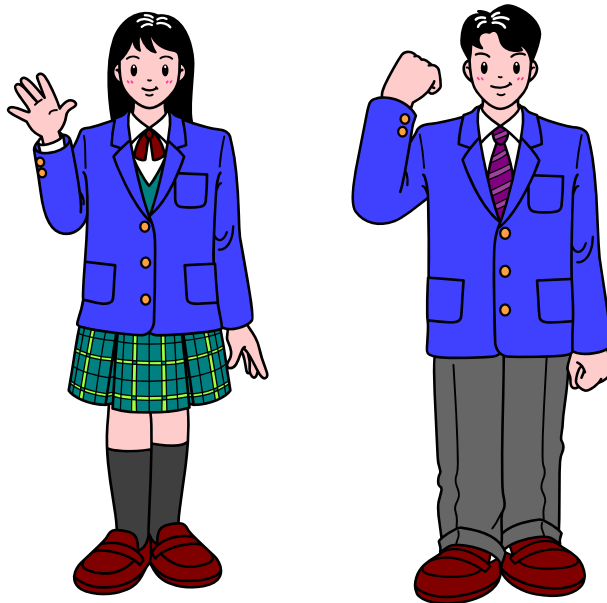
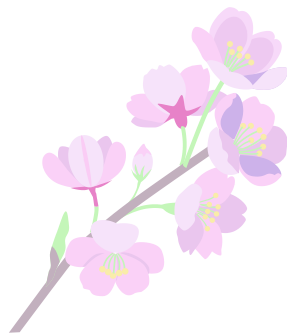




# 非行防止教室指導事例集

( 改訂版 )



平成27年3月  
埼玉県教育委員会

## はじめに

平成18年3月の本書発行時及び平成22年6月の本書改訂時は、少年非行の低年齢化が進行し、深刻な状況にありました。前回改訂から4年が経過した現在、児童生徒を取り巻く環境は変化し、スマートフォンの普及によるインターネットの不適切な利用や、危険ドラッグの蔓延、いじめに起因する重大事案等が社会問題となり、また、少年非行の低年齢化や、犯罪少年の再犯者率の上昇などの問題も懸念される状況にあります。

県教育委員会では、5月から7月までを「非行防止強化期間」と定めるとともに、5月から12月までの間に全ての公立小・中・高等学校において「非行防止教室」を開催することを目標としております。この「非行防止教室」では、より多くの保護者・地域の方々の参加をいただき、学校、家庭、地域が連携して児童生徒の非行、問題行動を防止していかねばなりません。

前回改訂から4年が経過して、法律などの改正もあり、事例集の内容にも改正すべき部分が出てきましたので、この度改訂版を作成しました。

各市町村教育委員会や各公立学校におきましては、本改訂事例集を活用していただき、効果的な「非行防止教室」を実施して下さるようお願いいたします。

平成27年3月

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長

表 久 仁 和

# 目 次

## I 非行防止教室を行うにあたって

1 非行防止教室の意義	1
2 非行防止教室の効果	1
3 非行防止教室実施計画上のポイント	2
4 実施上のポイント	3

## II 学習指導案（例）

### 1 小学校

(1) 飲 酒 と タ バ コ	5
(2) 危 険 な 遊 び	8
(3) お 金 の 持 ち 出 し	11
(4) 万 引 き	14
(5) い じ め 1	17
(6) いじめ2（ネットいじめ）	20
(7) 携 帯 電 話 の 使 い 方 1	23
(8) 携 帯 電 話 の 使 い 方 2	25

### 2 中学校

(1) 飲 酒 の 危 険 性	28
(2) 深夜はいかいの危険性	30
(3) いじめ（犯罪行為）	33
(4) 自 転 車 ど ろ ぼ う	36
(5) 万 引 き	38
(6) 盗 品 の 買 い 取 り	40
(7) 「出会い系サイト」の危険性	43

### 3 高等学校

(1) 飲 酒 の 危 険 性	48
(2) 不 良 集 団 へ の 加 入	50
(3) 街頭犯罪（被害者と加害者について考える）	53
(4) 薬 物 の 危 険 性 1	56
(5) 薬物の危険性2（危険ドラッグ）	58
(6) ネットトラブル1（誹謗中傷）	60
(7) ネットトラブル2（情報モラル）	63

### 4 参考資料一覧

	66
--	----

### Ⅲ 非行・問題行動の指導対象例

1	喫煙	71
2	飲酒	72
3	怠学	73
4	深夜はいかい	73
5	無断外泊	74
6	家出	75
7	不健全娯楽	76
8	刃物所持	77
9	粗暴行為	78
10	金品不正要求	78
11	暴力行為・いじめ	79
12	金品持ち出し	80
13	窃盗等	81
14	占有離脱物横領	82
15	性的いたづら	82
16	性犯罪	83
17	不健全性行為	84
18	コミュニティサイト・出会い系アプリ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	85
19	インターネットの不適切利用	86
20	暴走行為	87
21	不良交友	88
22	不良集団（暴走族・ギャング）	89
23	凶悪犯罪	90
24	薬物乱用	91
25	振り込め詐欺等	92
26	被害防止	
	(1) 声かけ事案	93
	(2) 性犯罪	93
	(3) 来校不審者	94
	(4) 防犯教室	94

### Ⅳ 参考

①	非行少年の取扱い手続の流れ	96
②	視聴覚教材利用案内	98
③	関係機関・相談窓口一覧	99

# I 非行防止教室を行うに当たって

## 1 非行防止教室の意義

非行防止教室とは、学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として行う教育活動です。

## 2 非行防止教室の効果

学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関や地域と連携して非行防止教室を推進することにより、次の効果が期待されます。

### (1) 児童生徒

- 人を思いやる豊かな心の育成
- 規範意識の向上
- 正しい知識の定着
- 健康で安全な生活態度や習慣の形成
- 自己判断力、自己決定力の育成
- 社会性や対人関係能力の育成

### (2) 学校

- 社会情勢や法令についての学習機会の提供
- 学校の指導方針を理解してもらう機会の提供
- 保護者、地域、関係機関との共通理解の深化、連携の推進
- 児童生徒理解の深まり
- 非行防止に対する教員の意識向上
- 校内指導体制の見直しの機会

### (3) 家庭・地域

- 保護者に対する家庭教育の重要性や子供に対する躾の大切さの再確認の機会の提供

- 非行防止教室に参加することによって、学校の取組について認識を深める機会の提供
- 家庭・地域の教育力の充実
- 家庭や地域における青少年の非行にかかる問題意識の共有化

#### (4) 警察等の関係機関

- 少年の規範意識の向上による非行防止・犯罪被害防止
- 学校、保護者等の地域住民に対する情報発信
- 学校との問題意識の共有化
- 担当者の日常的な交流の機会

### 3 非行防止教室実施計画上のポイント

(1) 非行防止教室の実実施計画を策定する上では、以下の点がポイントです。

- 学校や地域の実情などに応じたテーマの選択

学校内外の非行・問題行動等の実態を踏まえ、適宜適切なテーマを選択する。

- 児童生徒の発達段階を踏まえた計画づくり

児童生徒の発達段階を踏まえた指導内容を検討し、学校の教育活動に適切に位置付ける。

- 保護者・地域参加型の非行防止教室の開催

学校公開日や授業参観日に合わせて開催を計画するなど、保護者や地域関係者らへ積極的に参加を呼び掛け、地域ぐるみで子供を育てるという機運の醸成に努める。

(2) 警察等の関係機関との連携

学校の実情や児童生徒の興味や関心などを把握した上で、関係機関と指導内容や指導方法について十分な打ち合わせを行い、相互理解の下に実施する。

(3) 校内生徒指導体制の確立

学級や学年を超えて協力的な指導を行うなど、全教職員の協力の下に、校内指導体制を確立する。

## 4 実施上のポイント

### (1) 児童生徒への接し方に関する基本的な方針と個々の事例の取扱い

非行防止教室を実施するに当たって、特定の非行・問題行動について児童生徒の内省を促すことも考えられるが、その自尊心や立ち直りの心を傷つけたりすることのないよう十分配慮する必要がある。

また、特定の児童生徒の行為に対して、否定的な見解を明らかにすることは、教師と児童生徒の関係を不安定にするだけでなく、その児童生徒と他の児童生徒との関係までも対立的なものにする危険性があるので留意する。

なお、少年非行の具体的事例を扱う際には、個人情報の取扱いに留意する。

### (2) 指導形態の創意工夫

非行防止教室を実施するに当たっては、ティーム・ティーチング、グループ別活動や作文、ディベート、ロールプレイ等の活用した授業、関係機関の職員による講演、視聴覚教材の活用（併用）など効果的な組み合わせを検討する。

また、児童生徒の積極的な参画を促し、問題解決能力を育むとともに、保護者の参加を促す等の工夫を行う。



## Ⅱ 学習指導案(例)

高等学校編

中学校編

### 1 小学校編

- 1 飲 酒 と タ バ コ
- 2 危 険 な 遊 び
- 3 お 金 の 持 ち 出 し
- 4 万 引 き
- 5 い じ め 1
- 6 いじめ2 (ネットいじめ)
- 7 携 帯 電 話 の 使 い 方 1
- 8 携 帯 電 話 の 使 い 方 2



## 1 飲酒とタバコ

その日、友達がA男の家に遊びに来た。

お母さんが買い物に出かけた間に、A男たちは、冷蔵庫からジュースを取り出して飲んだ。

冷蔵庫の中には、お母さんとお父さんが飲んでいる果物の絵の描かれたお酒の缶が入っていた。

興味を持ったA男たちは、その酒を飲んでみることにした。

ひとくち飲んだが、美味しいとは感じられず、A男は、ぐっと一気に飲み干した。

友達が「すごいね。」と言うので、A男は、「お酒だけじゃないよ。」と言いながら、お父さんのタバコをくわえ、火を着けた。

煙を吸い込むと、鼻も喉も焼けるような感じがして、思わず持っていたタバコを絨毯の上に落とし、絨毯が焦げてしまった。

A男は、「お母さんに怒られちゃうよ。」と言いながら、絨毯の焦げ目を隠そうとしていたが、突然、目が回りだし、食べた物を全部吐いてしまった。

その時、お母さんが帰ってきて、救急車を呼んでくれたので、助かったが、病院の先生は、「大人でも、お酒を飲んで死んでしまう人がいるんだよ。」と教えてくれた。

お母さんも「子供がお酒を飲むことは法律で禁止されている。」と教えてくれた。



- 1 題材名「誘惑に負けない心を育てる(飲酒とタバコ)」
- 2 本時のねらい
  - ・飲酒やタバコの害を知り、誘惑に負けない心を育てる。
  - ・未成年時期の飲酒やタバコは、体に重大な悪影響を及ぼすことを理解させ飲酒やタバコをしない態度を育てる。
- 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 飲酒とタバコについて知っていることを発表しあう。 ○お酒やタバコについて知っていることを発表してください。 ・大人はおいしそうに飲んでいる。 ・まずそう。酔っぱらいそう。 ・息苦しかったり目が痛い。 ・健康に悪い。	○同じような経験をした児童がいたら発表させる。 ○飲酒とタバコの害を中心に話す。	
展開	2 本時の課題を知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">飲酒とタバコの害を知り、誘惑されない心を持つ。</div> 3 事例「飲酒とタバコ」を読んで考えましょう。 ○A男の行動でどんなことに気がつきましたか。 ・お酒を飲んでしまったこと。 ・タバコを吸っていること。 ・体によくないこと。 ・飲酒やタバコは、法律で禁止されていること。 ・タバコで火事になりそうだった。 ○あなたがA男の友だちならどうしますか。 ・「やめるよ。」という。 ・お酒やタバコを取ってしまう。 ・自分は絶対にやらない。 ・見ているだけで何も言わない。 4 飲酒やタバコの害について知る。 ○飲酒やタバコの害について知りましたか。 ・正しい判断ができなくなる。 ・脳に悪影響がある。 ・癌になりやすい。 ・考える力が不足する。 ・体内酸素が不足する。	○話し合いを深めていくことで問題点を明確にしていく。  ○思っていることを自由に発表させる。 ○A男のことを考えると共に自分でも誘惑されないという強い決意を持たせる。  ○飲酒やタバコは、成長途中にある未成年者には、特に悪い影響を与えることを理解させる。  ※ 20歳未満は、飲酒、タバコが禁止されていることにもふれる。	事例「飲酒とタバコ」  飲酒の危険性 公益社団法人 アルコール健康医学協会 ホームページ  喫煙の危険性 埼玉県 ホームページ
終末	5 飲酒やタバコを誘われたとき、どうするかを書く。	○ワークシートに自分の考えを書かせることにより、飲酒やタバコをやらない意識を持たせる。	ワークシート

ワークシート (案)

# 誘われたらどうするの？

お酒やタバコは、体によくないことがわかっているけど、お友達や先輩に誘われてやってしまった人がたくさんいます。

あなたならやりたくないのに「タバコ吸わない？」「お酒のまない？」と誘われたらどう断りますか？

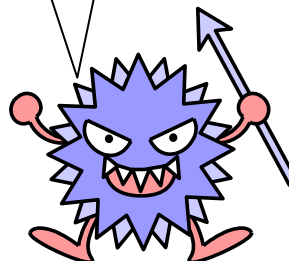
「体によくないからやらない。」って言いますか？

あなたの考えを書いてみましょう。

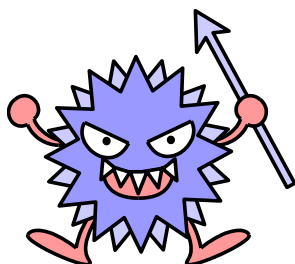


【あなたの考え】

いっしょに  
やってみよう。



一回くらい  
いいじゃん。



感想 (今日の授業でわかったこと、かんがえたこと。)

## 2 危険な遊び

A男たちは、家に残っている花火を持ち寄って、遊ぶことにした。  
最初、普通に花火で遊んでいたが、誰かが、花火の火でティッシュペーパーを燃やして遊び始めた。

そのうち、何かを燃やして遊ぶことが楽しくなり、落ち葉やゴミを集めて燃やし始めた。

いろいろな物を燃やしたので、煙がたくさん出て、変な匂いもした。

A男たちは怖くなって、後片付けも十分にしないで帰ってしまった。

それからしばらくすると、さっきまでA男たちの遊んでいた広場で、落ち葉や枯れ草、ゴミなどが燃えるボヤが発生し、近所の人たちが消火活動にあたった。

通報で消防車も出動した。

家に帰って休んでいたA男は次第に気分が悪くなり、家の人に病院に連れて行ってもらった。

気分が悪くなったのは、火遊びをしたときに発生した有害な煙を吸ってしまったことが原因であった。

A男だけではなく、A男たちが火遊びした広場の近所の人の中にも気分が悪くなり、病院に運ばれた人がいた。



- 1 題材名 「善悪を正しく判断し、責任をもった行動ができるようにする(危険な遊び)」
- 2 本時のねらい
  - ・場面や状況に応じて、善悪を正しく区別する判断力を身に付ける。
  - ・自分の責任を自覚し、主体的に責任を果たすことのできる態度を育てる。
  - ・火遊びの事例を通して、危険な遊びがもたらす影響の大きさがわかり、それをやめようとする意識を醸成する。
- 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 怖い思いをした遊びの経験を想起させる。 ○「遊びの中で、怖い思いをしたことがありますか。」 ・自転車で二人乗りをしていて、車にぶつかりそうになった。 ・友だちとふざけっこをしていて、けがをしそうになった。	○日頃の遊びや活動の中には、危険を伴うものがあることに気付かせる。 ○新聞記事等の中から、児童が関わった事件や事故が記載されたものを提示し、いつ、どこで、そのようなことが起こっても不思議ではないことを意識づける。	新聞記事等
展開	2 事例を読み、A男たちの遊びが危険を伴う遊びであった理由を考える。 ○火を使った遊びをしたこと ・花火など火を使う遊びは、子供だけでは絶対にやらない。 ○いろいろなものを燃やしたこと ・燃やすことによって有害物質を出すものがある。 ○消火を確認しなかったこと ・火は確実に消さないと、火事につながる危険がある。 3 A男たちの危険な遊びが、他に及ぼした影響について考える。 ○ボヤを起こしたこと ○有害な煙を発生させたこと ○病院に行かなければならなくなったこと(自分自身、他人) ・無責任な行動が、他の多くの人々に迷惑をかけることにつながった。 ・無責任な行動が、自他の健康状態にまで影響を及ぼすことにつながった。	○A男たちの遊びはどのようにして危険であったのか、また、どうすることが良かったのかを考えさせる。 ○火を扱うことはどんな危険性があるかを具体的に考えさせ、その危険の大きさを再認識させる。 ○ごみの分別で「燃やせないもの」の区分があることを想起させ、有害物質とその影響についてとらえさせる。 ○不注意から大きな事故を引き起こす危険があることに気付かせる。 ○危険な遊びは、自分たちだけの問題ではなく、周りの他の人たちへ迷惑をかけることになることを理解させる。 ○自分の判断や行動には、責任が伴うことについての理解を深めさせる。	事例「危険な遊び」
終末	4 これまでの自分を振り返る。 ○「今日学習したことをもとに、これまでの自分を振り返ってみましょう。」	○これまでの自分の行動を振り返らせると共に、善悪を正しく判断して実行しようとする意識を持たせる。 ○危険な遊びがもたらす多くの影響について再認識させる。	振り返りシート

# 今日の学習を振り返って

年 組・なまえ

- 1 あなたが思ったこと、考えたことや感じたことを書いてみましょう。

---

---

---

---

---

- 2 これからの生活の中で、あなたが心がけていきたいことを書きましょう。

---

---

---

---

### 3 お金の持ち出し

A男は、お母さんの財布の中から、100円玉一個を抜き取り、そのお金でお菓子を買った。

お母さんは、財布をテーブルの上に置いて出かけることがあるので、A男は、その都度、100円玉を抜き取り、お菓子を食べたり、カードを買ったりしていた。

ある日、A男は、思い切って財布から5,000円札を抜き取った。

今まで100円玉を抜き取っても、ばれなかったからだ。

その5,000円で、友達にお菓子をおごってあげたら、みんなに喜ばれた。

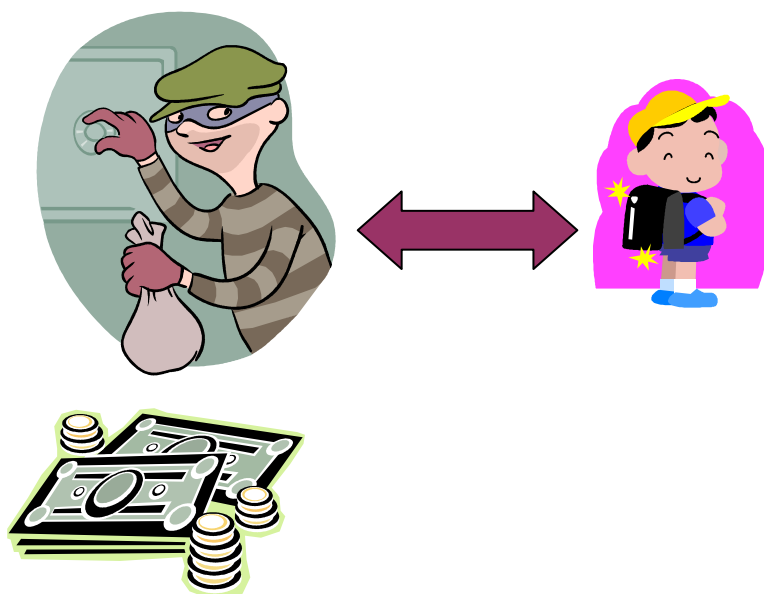
「ありがとう」と言われて嬉しかったけど、それ以上に「すごいね」と言われたことが気持ち良かった。

A男は、また財布から5,000円札を抜き取って、友達とスーパーのゲームコーナーに遊びに行った。

遊んでいると中学生くらいの人に「お金を出せ。」と脅されてお金を全部取り上げられた。

お巡りさんにお金を脅し取られたことを話したのだが、お巡りさんに「何故、そんなにお金を持つてるの。」と聞かれ、A男は、口ごもりながら正直にお母さんの財布からお金を持ち出したことを話した。

お巡りさんには、「A男くん、君もいけないことをしたのがわかるかい」と言われた。



1 題材名 「善悪の判断ができる心を育てる (お金の持ち出し)」

2 本時のねらい

- ・善悪の判断ができ、人のものをとらないようにする。
- ・社会の一員として法律やルールを守る心を育てる。

3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 「今までに人のものがほしくなってそれを勝手にとろうと思ったことがありますか。」という問いから問題意識を持たせる。	○敏感な問題であるので、プライバシーには十分に配慮する。	
展開	2 事例から考える。 ○何が問題なのか。 ・たびたび親の財布からお金を抜き取っていたこと。 ・そのお金で友達におごっていたこと。 ・友達もおごってもらっていたこと。 ○他人ではなく、親のお金をとることはいけないことなのか。 ・親だから許してくれるので構わない。 ・たとえ親のものでも勝手に持ち出せば犯罪である。 3 グループで話し合い、発表する。 ○A男が自分のまちがいに気づき、繰り返さないためにどんなことを教えてあげますか。 ・とられた親の気持ち ・警察に引き取りに行った親の気持ち ・友達への信頼がなくなる。 ・欲しい気持ちをがまんする心 ・友達としてもいけないことは「いけない」と注意する。	○問題点を明確にし、視点を絞った話し合いをしていく手立てとする。  ○たとえ親のものであっても、勝手に持ち出せば犯罪であり、善悪の判断をつけさせることが大切であることをしっかりと理解させる。  ○友達の考えを聞き合い、これからの方向性を深めていく。 ○社会のルールを破ることで、自分の信用がなくなるだけでなく、周りの人たちにも迷惑をかけることに気付かせる。  ○自分がしないことはもちろん、友達にもさせないことが大切である。	事例「お金の持ち出し」  ワークシート
終末	4 わかったことを発表する。	○たとえ親のものであっても人のものをとることは犯罪になり、絶対にしてはいけないという善悪の判断ができる心を育成する。	



# 良いこと、わるいこと？

〇月 〇日 〇年生

A男くんに、あなたがおしえてあげたいことはなんですか？



A男くんのしたいけないこと

---

---

---



あなたが、A男くんならどうしますか？



ぼく・わたしがA男くんなら

---

---

---



## 4 万引き

A男は、塾に通っているが、授業が終わるのが遅く、お腹がすくので、コンビニでパンやお菓子を買って食べている。

この日もA男は塾仲間のB男とコンビニでパンを買った。

店の外で、B男がお菓子をくれたので、A男が「お菓子も買ったの？」と尋ねると、B男は「万引きしちゃった。」と言った。

A男が、「いけないよ。」と注意したが、B男は「ばれなければ、だいじょうぶ。」と気にしている様子もなかった。

後日、二人がコンビニに買い物に行くと、B男が「これとれるよ。」とお菓子の箱を指さして、簡単に万引きしてしまった。

A男は「ダメだよ。」とB男を注意したが、お菓子をもらい食べてしまったので、それ以上、何も言えなくなってしまった。

数日後、今度は、B男が「僕が盗むから、お店の人を見ていて。」と言うので、A男は「僕は、見ているだけだから・・・。」と思い、見張り役を引き受けた。

その後も同じことを繰り返しては成功していたのだが、ある日、とうとう、お店の人に気づかってしまった。

A男は「僕は、見ていただけです。」と言い訳したが、お店の人は、「お前も万引きしたのと同じなんだよ。」と強く叱った。



- 1 題材名 「善悪を正しく判断し、責任をもった行動ができるようにする（万引き）」
- 2 本時のねらい
  - ・場面や状況に応じて、善悪を正しく区別する判断力を身に付ける。
  - ・自分の責任を自覚し、主体的に責任を果たすことのできる態度を育てる。
  - ・万引きの事例を通して、法やきまりの意義がわかり、それを守ろうとする意識を高める。
- 3 展開

段階	学習活動（主な発問と反応）	指導上の留意点	資料
導入	1 友だちが悪いことをしている場面を想定し、その時の自分の行動について考える。 ○「仲良しの友だちが悪いことをしていることに気付いた時、あなたはどうしますか。」 ・悪いことをやめるように注意する。 ・悪いことだとわかっているにもかかわらず黙っている。	○日常生活や学校生活の中で、守らなければならないきまりをいくつか挙げさせ、人々はそのきまりを守る中で生活していることに気付かせる。 ○児童が挙げた例をもとに、それを友だちが守っていなかった場合に自分ならどう対応するかを考えさせ、自己を見つめさせる。 ○なぜ、そのような行動をとるのか理由を考えさせる。	「学校生活のきまり」等
展開	2 事例「万引き」を読み、次の場面でA男はどうすることが正しかったのかを考える。 ○B男が「万引きをしちゃった。」と打ち明けた場面 ・もっと強く注意をし、何としてもやめさせるべきだった。 ○B男が万引きを繰り返し行っていた場面 ・早い段階で、家の人や先生等に相談し、一緒に解決策を考えるべきだった。 3 B男に見張り役をお願いされた場面について考える。 ・「見ているだけなら許される。」という思いについて話し合う。 ・万引きに協力していたことの罪の大きさに気がついていなかった。	○A男はB男が万引きをする場面に何度もいたことから、それぞれでどうすることが正しかったか考えさせる。 ○「悪いことは悪い。」と教えてあげられることが本当の友だちであり、また、友だちとしての責任であることを理解させる。 ○悪いとわかっているにもかかわらず、自分だけではその解決が難しい状況にあるときは早急に、他の人（家の人や先生等）の協力やアドバイスを仰ぐことが有効であることに気付かせる。 ○善悪の正しい判断は、自分だけの勝手な理解や思い込みだけでは成り立たないことを理解させる。 ○罪（同罪、共犯）の意味を正しく認識させると共に、自分の行動に責任を持つということがどういうことなのかを十分に考えさせる。 ○状況や実態に応じてロールプレイも取り入れる。	事例「万引き」
終末	4 これまでの自分を振り返る。 ○「今日学習したことをもとに、これまでの自分を振り返ってみましょう。」	○これまでの自分の行動を振り返らせると共に、善悪を正しく判断して実行しようとする意識を持たせる。 ○自分の判断や行動には、責任が伴うということを再認識させる。	振り返りシート

## わるいことをみつけたら

年 組・なまえ

1 わるいことは、わるいと言えますか？

---

---

---

---

2 バレなければ、わるいことをしてもよいと思いますか？

---

---

---

3 なかのよいおともだちが、わるいことをしようとしています。どうしますか？

---

---

---

---

## 5 いじめ1

A男は、体が大きく、わがままな男の子である。

けんかが強く、自分の思い通りにならないと暴力を振るってしまうが、怖いので誰も文句を言えない。

ある日、学校でほんのささいなことからA男が泣き出してしまう出来事があった。

この日から、同じクラスの子は、A男が、本当は泣き虫であることに気づき、A男の悪口を黒板に書いたり、物を隠したりした。

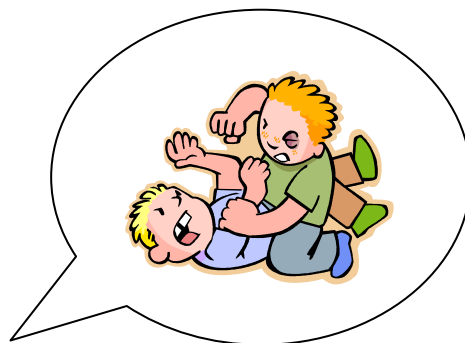
A男は、すっかりおとなしくなり、今までA男を怖がっていた子は、A男を陰で馬鹿にした。

A男は、動物のあだ名をつけられ、仲間はずれにされた。

先生は、「仲間はずれにしたり、動物の名前で呼ぶのはイジメだ」とみんなを注意したが、みんなの中には「A男君は、今まで人を叩いたりしていたんだから、嫌われても当然だよ。」と言う子もいた。

他にも「今までやられたことの仕返しだよ。」と言う子もいた。

先生は、「嫌なことをやられたから、やり返して良いということはないよ。」と言った。



- 1 題材名 「いじめ(いじめを許さない心をもつ)」
- 2 本時のねらい
  - ・いじめの意味を理解し、いじめを絶対に許さない心を育てる。
  - ・自他の生命を尊重する態度を育てる。
  - ・いじめをなくすために自分ができることを進んで行う主体的態度を育てる。
- 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 「友達からされていやな思いをしたこと」のアンケートの結果を参考に学級の実態を知る。 ・差別的な言葉・あだ名 ・行動(仲間はずれ、無視、体への攻撃等)	○敏感な問題であるので、プライバシーには十分に配慮する。 ○無意識のうちに人を傷つけていることを気付かせる。	アンケート 「友達からされていやな思いをしたこと」
展開	いじめを許さない学級をつくろう/いじめをしない・させない・許さない 2 どうして相手を傷つける言葉を言ったり、行動をとってしまうのかを考える。 ・何も考えずに友達だから、言ってしまった。 ・本当のことだから ・前に嫌なことを言われたから、その仕返しで 3 「相手を傷つける言葉や態度」のロールプレイを通して、やられた側の気持ちを考え、発表する。 4 「いじめ」について理解する。 ○アンケート結果にでてきたこともいじめの一つであることを知らせる。 5 「いじめをなくすために、あなたならどうしますか」をグループで話し合い、発表する。 ・いじめの子に対して ・いじめられている子に対して ・まわりの子に対して	○「つい」という軽い気持ちでも相手を深く傷つけてしまうことに気づかせる。 ○役割演技を通して、お互いに考えを深め確かなものにしていく。 【いじめの定義】 ①児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う ②心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む) ③対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの ○いじめは ・弱い心のあらわれであること ・人間として、してはいけないことだと理解させる。 ○そばでただ見ている人(傍観者)もいじめていることと同じである。 ○いかなる理由があってもいじめてはいけない。 ○相手を軽視する言葉、行動がいじめであり、絶対に許されないことである。	いじめ防止対策推進法 彩の国生徒指導ハンドブック New I's
終末	6 いじめをなくすために自分でできることを考え、カードに書く。	○身近な生活の中から考えさせ、絶対に「しない、させない」という強い心を持たせる。	

## 友達からされていやな思いをしたこと

〇月 〇日 〇年生



1 今までに、友達にされたり、言われたりして、いやな思いをしたことがありますか？

1・ある 2・ない

2 それは、どんなことですか？

---

---

---

---

---

3 そのとき、あなたはどうしましたか？

---

---

---

---

---

## 6 いじめ2 (ネットいじめ)

同じクラスのA子とB子は小さい頃からの友達で、放課後もいつも一緒に遊ぶほど仲が良かった。

A子とB子のクラスでは、多くの子供がスマートフォンを持ち、そのほとんどが、グループを作ってメッセージのやり取り（グループチャット）ができるアプリを使っており、クラスでグループを作っていた。

ある日、A子とB子はささいなことから口げんかをしてしまった。

家に帰った後、A子はB子に対する腹立たしさから、クラスのグループの中で「B子うざい。」「死ね。」などと書き込んだ。

すると、同じクラスの他の子供たちの何人かが「そうだよね。」「消えればいいのに。」などと書き込んだ。

A子やその他の子は軽い気持ちでB子の悪口を書いていたが、書き込みの内容を見たB子は大きなショックを受け、翌日から学校に来ることができなくなってしまった。





## 1 題材名 「ネットいじめ」

## 2 本時のねらい

- ・いじめの意味を理解し、いじめを絶対に許さない心を育てる。
- ・自他の生命を尊重する態度を育てる。
- ・いじめをなくすために自分ができることを進んで行う主体的態度を育てる。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 「友達からされていやな思いをしたこと」のアンケートの結果を参考に学級の実態を知る。 2 携帯電話の便利さを確認	○敏感な問題であるので、プライバシーには十分に配慮する。 ○無意識のうちに人を傷つけていることを気付かせる。	アンケート
展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめを許さない学級をつくろう／いじめをしない・させない・許さない</div> 3 どうして相手を傷つける言葉を言ったり、行動をとってしまうのかを考える。 ・本当のことだから。 ・前に嫌なことをされたからのその仕返し。 4 本事例のような体験をしたり、聞いたことがないか。 5 「相手を傷つける言葉や態度」のロールプレイを通して、やられた側の気持ちを考え、発表する。 6 「いじめ」について理解する。 ○アンケート結果に出てきたこともいじめの一つであることを知らせる。 7 「いじめをなくすために、あなたならどうしますか」をグループで話し合い、発表する。 ・いじめる子に対して ・いじめられている子に対して ・まわりの子に対して	○「つい」という軽い気持ちでも相手を深く傷つけてしまうことに気づかせる。 ○インターネットでは相手の顔が見えないため、普段使わないようなひどい言葉を使ってしまうことに注意させる。 ○面と向かって言えないことは、ネット上でも言わない。  <b>【いじめの定義】</b> ①児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う ②心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む) ③対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの ○いじめは、人間として、してはいけないことだと理解させる。 ○友達の書き込んだメッセージを見ているだけの人(傍観者)もいじめていることと同じである。	事例「ネットいじめ」  総務省ホームページ  いじめ防止対策推進法  彩の国生徒指導ハンドブック New I's
終末	8 いじめをなくすために自分ができることを考え、カードに書く。	○身近な生活の中から考えさせ、絶対に「しない、させない」という強い心を持たせる。	

アンケート (案)

# 友達からされていやな思いをしたこと

〇月 〇日 〇年生



1 今までに、友達にされたり、言われたりして、いやな思いをしたことがありますか？

1・ある 2・ない

2 それは、どんなことですか？

---

---

---

---

---

---

3 そのとき、あなたはどうしましたか？

---

---

---

---

---

## 7 携帯電話の使い方1

A子は、どこにいても保護者と連絡が着くようにと携帯電話を持たせてもらった。

決められた料金内であれば、自由に電話しても、サイトで遊んでも良かった。

帰りが遅くなる時は、電話をかければ良いし、親も用事がある時は、電話をかけてきた。

同級生たちと遊びに行った時、ファーストフードのお店の前で、若い男にチラシを手渡され、「ここにメールを送ると、素敵なプレゼントがもらえるよ。」と声をかけられた。

A子は、プレゼントが当たれば良いと思い、チラシのメールアドレスにメールを送った。

しかし、プレゼントが当たるどころか、携帯電話に身に覚えのない相手からメールが届いたり、「お金を払いなさい。」という内容のメールがたびたび届くようになってしまい、A子は困ってしまった。



## 1 題材名 「携帯電話の使い方1」

## 2 本時のねらい

- ・携帯電話の正しい活用方法を知ることを通して自分にあった使い方を考えることができる。
- ・危険なサイトの存在を知ることにより、自ら身を守る態度を育てる。

## 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 携帯電話の便利さを確認 ○携帯電話があるとどんな便利さがありますか。 ・いつでも連絡がとれる。 ・メールなどで気持ちが伝えられる。 ・情報が収集しやすい。	○子どもたちの持っている携帯電話のイメージを大切にし意見を出させる。 ○実際に携帯電話を持っている子どもたちにも様子を発表させる。	
展開	2 本時の課題を知る。 携帯電話との上手な使い方を考えよう。 3 事例「携帯電話の使い方」を読んで考えましょう。 ○A子と同じような体験をしたり、聞いたことがありますか。 ・迷惑メールが来たことがあります。 ・同じ体験をした。 ・友だちがした。 ・お金を請求された。 4 事例以外にも携帯電話でよくないなと思うことがありますか。 ・歩きながら、自転車に乗りながら携帯電話を使用する。 ・周りにたくさんの人がいる中で大きな声で電話している。 ・メールやゲームに夢中になり、人や物にぶつかる。 ・変なサイトにアクセスする。 5 携帯電話の上手な使い方、ルールを考える。 ○携帯電話をこれからは、どのように使っていきたいですか。 ・変なサイトにアクセスしない。 ・必要なとき以外使わない。 ・メールに夢中になりすぎない。	○話し合いを深めていくことで問題を明確にしていく。 ○事例のようなことは、実際に身近な場面でも起きていることを理解させる。 ○思っていることを自由に発表させる。 ○携帯電話の危険性は、サイトの活用だけでなくことを理解させる。 ○知らないうちに周りの人にも迷惑をかけていることを気づかせる。 ○携帯電話は便利な道具だが使い方を誤ると危険な道具になることを考えさせる。	事例「携帯電話の使い方1」 総務省ホームページ DVD「その『つながり』大丈夫」(埼玉県)
終末	6 教師の説話を聞く。	○身近なニュースや体験談を通して上手に携帯電話の使い方を考えさせる。	

## 8 携帯電話の使い方2

A男の学校では、スマートフォンを持っている子の多くが、スマートフォン専用の「ゴンドラZ」というネットゲームで遊んでいて、A男はいつも友達がそのゲームの話をしているのを聞いて「僕もやりたいな。」と思っていた。

誕生日になり、A男は親からスマートフォンを買ってもらったので、早速「ゴンドラZ」のアプリをダウンロードして遊び始めた。

「ゴンドラZ」は無料で遊ぶことができるゲームだが、実際のお金を払ってゲーム内でくじ引きをすると、強い武器や貴重なアイテムが手に入ることができた。

A男は友達より遅れてゲームを始めたので、強い武器などを手に入れて早くみんなに追いつきたい思っていた。

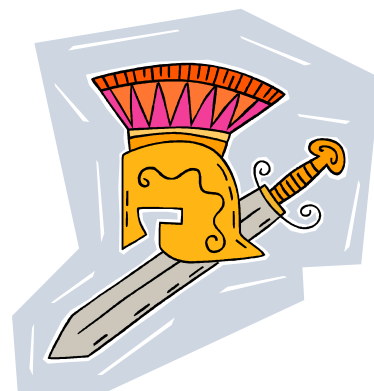
そのため、お金がかかると分かっていたものの、「1回くらいいいだろう。」と思い、ゲーム内でのくじ引きをすると、とても貴重なアイテムが手に入った。

手に入れたアイテムを友達に見せると、みんなに「すごいね。」「うらやましいな。」

と言われたので、A男はもっとアイテムが欲しくなり、何度もくじ引きをした。

次の月になり、A男はお母さんから「あなたのスマートフォンの料金が10万円になっているけど、何に使ったの。」と聞かれたので、有料のくじ引きをしたことを話した。

すると、お母さんに「A男にはもうスマートフォンは使わせない。」と叱られ、スマートフォンを取り上げられてしまった。



- 1 題材名 「携帯電話の使い方2」
- 2 本時のねらい
- ・携帯電話(スマートフォン)の正しい活用方法を知ることを通して自分にあった使い方を考えることができる。
  - ・携帯電話を使用する上での危険を知ることにより、自ら身を守る態度を育てる。
- 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 携帯電話の便利さを確認 ○携帯電話があるとどんな便利さがありますか。 ・いつでも連絡がとれる。 ・メールなどで気持ちが伝えられる。 ・情報が収集しやすい。	○子供たちの持っている携帯電話のイメージを大切に意見を出させる。 ○実際に携帯電話を持っている子どもたちにも様子を発表させる。	
展開	2 本時の課題を知る。 携帯電話との上手な使い方を考えよう。 3 事例「携帯電話の使い方」を読んで考えましょう。 ○A男と同じような体験をしたり、聞いたりしたことがありますか。 ○携帯電話の使い方について、家族でルールを決めていますか。 4 事例以外にも携帯電話で「危ない」「怖い」と思うことがありますか。 ・歩きながら、自転車に乗りながら携帯電話を使用する。 ・周りにたくさんの人がいる中で大きな声で電話している。 ・メールに夢中になり周りに気がつかない。 ・変なサイトにアクセスしない。 5 携帯電話の上手な使い方を考える。 ○携帯電話をこれからは、どのように使っていきたいですか。 ・変なサイトにアクセスしない。 ・必要なとき以外使わない。 ・メールに夢中になりすぎない。	○話し合いを深めていくことで問題を明確にしていく。 ○事例のようなことは、実際に身近な場面でも起きていることを理解させる。 ○思っていることを自由に発表させる。 ○携帯電話の危険性は、サイトの活用だけでなくことを理解させる。 ○知らないうちに周りの人にも迷惑をかけていることを気づかせる。 ○携帯電話は便利な道具だが使い方を誤ると危険な道具になることを考えさせる。 ○携帯電話の利用は、年齢に関係なく使用者に責任があることを理解させる。	事例「携帯電話の使い方2」 総務省 ホームページ 一般社団法人 日本オンライン ゲーム協会 ホームページ DVD 「その『つながり』大丈夫」(埼玉県)
終末	6 教師の説話を聞く。	○身近なニュースや体験談を通して上手に携帯電話の使い方を考えさせる。	

## Ⅱ 学習指導案(例)

小学校編

高等学校編

### 2 中学校編

- 1 飲 酒 の 危 険 性
- 2 深 夜 徘 徊 の 危 険 性
- 3 い            じ            め
- 4 自 転 車 ど ろ ぼ う
- 5 万            引            き
- 6 盗 品 の 買 い 取 り
- 7 「出会い系サイト」の危険性

## 1 飲酒の危険性

A男は体育祭が終了した日の夕方、一緒に応援団として活動した同級生たちとカラオケに行くことになった。

仲間が「お酒があれば、盛り上がる。」と言うので、あらかじめコンビニで缶ビールや缶チューハイを買い、カラオケボックスに持ち込んだ

A男は、缶ビールを勧められ、最初は断ったが、酒を飲めないのは恥ずかしいと思い、つい、調子に乗って缶ビールを飲んだ。

ビールは、まずいと感じたので、一気に流し込んだのだが、その姿をみんながはやしたてた。

缶ビールを一気に流し込んだ姿をみんなが「すごい」と言うので、A男は調子に乗り、缶ビールを更に一本流し込み、A男に対抗するかのように他の仲間も一気飲みを始めた。

カラオケボックス内の飲酒は店員にばれ、A男たちは、退室させられてしまった。

店外に出されたとき、A男たちは、気持ちが大きくなり、更にお酒を買い込んで、中学校の敷地に入り酒を飲んだ。

A男たちの中には吐いて意識を失う者がいたし、寒いから校舎内に入ると言って、窓ガラスを割って校舎内に入った者もいた。

A男も、起きていることが辛くなり、地面に倒れてしまった。

A男が、意識を取り戻したのは、病院のベッドの上で、病院の先生から「死んでもおかしくなかった。」と言われた。





- 1 題材名 「飲酒の危険性」
- 2 本時のねらい
- ・アルコールによる心身への影響を知る。
  - ・アルコールにまつわる問題行動を学ぶ。
  - ・誘いを断る勇気を育てる。
- 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	<p>1 飲酒が原因で起こった事件や事故の新聞記事を読む。</p> <p>○飲酒をすることによる弊害はどんなものが考えられるか。</p>	<p>○飲酒したことによる事件や事故だという認識をしっかりと持たせる。</p> <p>○飲酒が原因でおこる事故や身体への弊害等を考えさせる。</p>	新聞記事
展開	<p>2 事例を読む。</p> <p>○最初は断ったが、ビールを飲んでしまったA男をどう思うか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思が弱い</li> <li>・その場の雰囲気があるから、しょうがない</li> </ul> <p>○A男たちがしてしまった違法な行為は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年の飲酒</li> <li>・器物損壊</li> <li>・住居侵入</li> </ul> <p>○飲酒をしたことによって起こりうる犯罪や事故は他にどんなものが考えられるか。</p> <p>○A男と同じような状況になったときには、どのような行動をとるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きっぱりと断る</li> <li>・やめるよう注意する</li> </ul>	<p>○A男を通して自分たちの意見を言わせる。</p> <p>A男に対する共感的な意見も出させる。</p> <p>○酩酊状態に陥ることによる犯罪事故が多く発生しており、厳重に処罰させられることを知らせる。(交通事故、暴行・傷害、器物損壊、窃盗、住居侵入等)</p> <p>○多量の飲酒で、死亡する場合があることについて説明する。</p> <p>○遊び半分の軽い気持ちで、大きな事故につながることを認識させる。</p> <p>○A男に対する共感的な意見を言った生徒の考え方が変化したかを確認し、誘いを断る勇気を持つことが大切だということを、しっかりと理解させる。</p>	<p>事例「飲酒の危険性」</p> <p>飲酒の危険性 公益社団法人 アルコール健康医学協会 ホームページ</p>
終末	<p>3 視聴覚教材(一部のみ)を視聴する。</p> <p>4 教師の説話を聞く。</p>	<p>○飲酒が与える心身への影響が説明されている部分のみ。</p> <p>○本時のねらいを整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールによる心身への影響。</li> <li>・アルコールにまつわる問題行動。</li> <li>・誘いを断る勇気。</li> </ul>	視聴覚教材(P○参照)

## 2 深夜はいかいの危険性

中学生のA子は、塾で知り合った他校の中学生のB子と仲良くなり、塾が終わった後、午後11時過ぎまで話すようになった。

塾が終わった後、コンビニの前でジュースを飲みながら話をしていると、車に乗って来た男たちに声をかけられた。

男たちは「これから遊びに行こう。」と誘ってきたが、A子たちは断った。

その後も、A子とB子がコンビニの前で話をしていると、その男たちと出くわすことが多くなり、男たちとは話を交わす仲になった。

塾の後、A子とB子が、コンビニの前で話をしていると、いつもの男たちが車に乗ってやって来た。

男たちに「遊びに行こうよ。」と声をかけられA子とB子がためらっていると、男たちはいきなりA子とB子の腕を引っ張って車にむりやり乗せた。

車の中にはいつもの男たちが乗っていて、A子とB子に対して、興奮気味に「静かにしろ。」と脅してきた。

車は、寂しい道を進み、A子たちは怖くて声も上げられなかった。

A子とB子は、身の危険を感じたが、幸運なことに、通りかかったパトカーが、車を止め、2人は助かった。



## 1 題材名 「深夜はいかいの危険性」

## 2 本時のねらい

- ・深夜はいかいが少年犯罪の入り口となることを知り、犯罪から自分を守る気持ちを育てる。

## 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 本時の目標を知る ○アンケートの結果を聞く。 ○ワークシート(案)に感想を書く。 ○感想の発表。 ・夜7:00以降の外出をする人が見られる。 ・夜の歩きは控えた方がよい。 ・夜出歩くのはしょうがない。	○事前に模造紙を使って表を作っておく。 ○生徒(学級委員など)に集計をさせ、発表させてもよい。 ○学級の統計だけで不十分であれば、学級を越えた資料を用意する。	事前アンケート ワークシート
展開	2 警察ホームページ資料等から少年の非行問題の現状を知る。 ○どんなことに気づきましたか。 ・不良行為少年の中で深夜はいかいが最も多い。 ・年々増加傾向にある。 ○夜出歩くこと(深夜はいかい)が犯罪に結びつくか。 理由も考えよう。 ○理由も含めて発表する。 ・結びつかない理由 本人の問題 塾などはしょうがない ・結びつく理由 夜は変な人が多い 夜中には何かあるかわからないなど 3 事例を提示し、深夜はいかいについてより考えを深める。 ○同じ場面に遭遇したら、自分はどうするかを考え、発表する。 ○このような場面に会わないための予防策を考え、発表する。	○必要に応じ個人で考える時間とグループを作り、話し合いをする時間を設けてもよい。 ○一人一人が自分の考えを持てるように時間をとる。 ○「深夜はいかいと犯罪が結びつくかどうか」について相互の意見を交換する場を作る。 ○資料が事実に基づいていることから身近なこととしてとらえさせる。 ○犯罪から未然に自分の身を守る術を考えさせる。	埼玉県警察ホームページ 埼玉県ホームページ 事例「深夜はいかいの危険性」
終末	4 今日の授業の振り返りを行う。 5 教師の話を書く。	○ワークシートを記入し、時間に応じて数人に発表させる。 ○多くの人が犯罪の被害者、加害者になるとは思ってもいないことに触れ、自分の身は自分で守ることを意識させる。	

(中学校編)

事前アンケート (案)

- 1 あなたは夜 (PM7 : 00以降) に外出する機会がありますか?  
ア よくある イ たまにある ウ めったにない エ ない
- 2 1でア、イ、ウと答えた人に聞きます。
- ① どういう機会に外出しますか? (複数回答可)  
ア 塾 イ 遊びなど友人と会うため ウ ひまつぶし (コンビニなどで買い物など)  
エ その他 ( )
- ② 外出先では何人くらいになりますか?  
ア 一人が多い イ 二人が多い ウ 三人以上が多い
- ③ 夜に外出したことで犯罪の被害にあいそうになったことがあったら教えてください。

- 3 全員に聞きます。中学生が夜間に外出するときは何時までには帰宅しなければいけないと思いますか。  
回 答 \_\_\_\_\_ 時まで

ワークシート (案)

- 1 自分たちのアンケートの結果から気づいたことや思ったことを書きましょう。
- 2 グラフや表 (※警察ホームページ、少年非行白書等から引用) を見て気づいたことを書きましょう。
- 3 少年犯罪と夜の出歩きは深い関わりがあるだろうか。自分の考えとそう考える理由を書いてみよう。
- 4 事例「深夜はいかいの危険性」から、A子やB子のように連れ去れそうになったら、あなたはどうしますか?
- 5 どんな予防策があるだろうか?
- 6 今日の授業を振り返っての感想を書いてみましょう。

※ 数値については、毎年変動するので、警察ホームページ、少年非行白書を参照する。

### 3 いじめ (犯罪行為)

A男とB男は同じクラスの生徒であるが、A男は気弱なB男を心の中で見下しており、よくB男のことを小突いたりからかったりしていた。

ある日の放課後、A男とB男が他の友達を交えて遊んでいた際、財布を持ってきていなかったA男はB男に対し「ジュース買うから金貸して。」と言った。

B男は「すぐに返してもらえるだろう。」と思い小銭を貸した。

A男はすぐに借りた金を返すつもりだったが、時間が経つにつれて金が惜しくなってしまう、翌日、B男が「お金返してよ。」と言っても「うるせえな。」と言って返そうとはしなかった。

それどころか、A男はその後もB男に対し、たびたび「金貸して。」などと言い、B男がそれを渋ると「ぶっ飛ばすよ。」などと脅して金を巻き上げるようになり、その金額も大きくなっていった。

ある日、A男はいつものようにB男から金を巻き上げようとしたが、B男が「もう金なんてない。」と断った。

A男はB男の態度に腹を立て、一緒にいた数名のクラスメイトと一緒にB男を脅して服を脱がせ、その様子を携帯電話のカメラで撮影した。

一緒にいたクラスメイトも裸のB男を撮影し、その中の一人が面白がってクラス全員が閲覧できるネット上の掲示板に写真を貼り付けた。

クラスメイトは、その写真を見て掲示板に「B男キモイ。」「ちょーウケる。」などと書き込み、それを見たB男は不登校になってしまった。

その後、B男は両親と一緒に警察に行って被害届を出し、A男は恐喝や強要などの罪で警察に逮捕され、A男と一緒にB男を脅したクラスメイトも強要などの罪で逮捕された。

## 1 題材名 「いじめ」

## 2 本時のねらい

- ・いじめの意味を理解し、いじめを絶対に許さない心を育てる。
- ・学校内のいじめであっても、法に触れる行為は犯罪となることを理解させる。
- ・自他の生命を尊重する態度を育てる。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 アンケートの結果を見て考える。 ○アンケートの結果から思ったことを発表させる。 ・ほとんどの人がいじめに関わる機会があったことに気付かせる。	○敏感な問題であるので、プライバシーには十分に配慮する。 ○アンケート結果から気付いたことを発表させる	アンケート
展開	2 「いじめ」について理解させる。 ○加害者が「ふざけ」と思っているも被害者が苦痛と感じればいじめに成りうる。  3 事例を読み、どの行為が何の犯罪になるのかを考えさせる。 ○金を脅し取る行為 ○脅して裸にさせる行為 ○裸の画像を撮影し、ネット上の掲示板に掲示する行為  4 見て見ぬふりをすること、周りではやし立てることもいじめを助長していることを伝える。  5 インターネットの利便性と危険性について考えさせる。	<b>【いじめの定義】</b> ①児童等と一定の人定関係のある他の児童等が行う ②心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む) ③対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの ○いじめは人権を侵害する行為であり、決して許すことのできないものであるという認識を持たせたい。  ○インターネットでは相手の顔が見えないため、普段使わないようなひどい言葉を使ってしまうことに注意させる。 ○ネット上で拡散した情報は、完全な回収・削除が困難であることを伝える。	いじめ防止対策推進法  彩の国生徒指導ハンドブック New I's  刑法 ・第249条 恐喝 ・第223条 強要  児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律  総務省ホームページ
終末	6 授業の振り返りを行い、感想を書かせる。 7 教師の話を聞く。	○身近な生活の中から考えさせ、絶対に「しない、させない」という強い心を持たせる。	



## 4 自転車どろぼう

A男は、今年になって自転車を2台も盗まれてしまった。

お母さんは「だらしがないから、自転車を盗まれるのよ。」と怒って、自転車を買ってくれそうもない。

A男は、帰宅途中、民家の塀に錠の壊れた自転車が立て掛けられているのを見つけた。

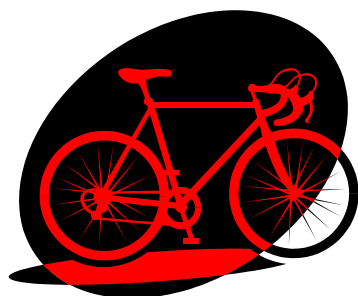
1週間後、A男が、再び同じ道を通った時、同じ場所に、その自転車が同じように立て掛けられていた。

A男は「鍵が壊れているから、盗まれたものかもしれないな。誰も乗らないなら、俺が乗っても良いだろう。」と思い、その自転車に乗って家に帰った。

ある日、乗っている自転車が自分のものでないことがばれて、A男は捕まってしまった。

警察官に「なぜ、人の自転車に乗っているんだ。」と質問された時、A男は「誰も乗らないから、乗っても良いと思いました。」と答えた。

さらに、自転車を盗んだ理由を聞かれ、A男は「自転車を盗まれて困っていたので、自転車をとったのです。」と答えた。





## 1 題材名 「自転車どろぼう」

## 2 本時のねらい

- ・善悪の判断ができ、犯罪に手を染めない毅然とした態度を身につける。
- ・社会の一員として、法律やルールを守る心を育成する。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	<p>1 「街頭犯罪」についての説明を聞く。</p> <p>○「街頭犯罪」にはどんなものがあると思いますか。</p> <p>2 認知状況、検挙件数、検挙人員のグラフを見る。</p>	<p>○「身近な公共空間で発生する犯罪の総称」であることを説明する。</p> <p>○全刑法犯の○○%以上を占めることを説明する。</p> <p>○自転車盗、オートバイ盗、自動販売機ねらい、ひったくり、路上強盗、自動車盗、車上荒らし等(罪種数に変動がある場合もある)であることを説明する。</p> <p>○グラフから読み取れることを考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全刑法犯罪に占める街頭犯罪の割合、認知状況、検挙状況のグラフ</li> </ul> <p>○中高生だけで○○%以上を占めていることを気づかせる。</p>	埼玉県警察ホームページ
展開	<p>3 事例を読む。</p> <p>○民家の壁に立てかけてあった自転車に乗って家に帰ったA男の行動をどう思うか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よくない。</li> <li>・鍵が壊れて一週間そのままだったということは、捨ててある可能性が高いので乗ってもいい。</li> </ul> <p>○A男はなぜ捕まってしまったのか。</p> <p>○A男はどんな罪になるのか。</p> <p>○警察に捕まるとどうなるのか。</p> <p>○自転車の持ち主に見つかった場合はどうなるのか。</p>	<p>○賛否両論意見が出た場合は、「なぜいいのか」「なぜいけないのか」を発表させ合い、議論を深めさせる。その際、賛成意見に傾かないように注意する。</p> <p>○違法行為をしたということを認識させる。</p> <p>○どんな理由があるにせよ、人の物を自分の物にしてしまうのはよくない。刑法第235条(窃罪)、第254条(占有離脱物横領)に当たることを説明する。</p>	事例「自転車どろぼう」
終末	<p>4 もう一度、街頭犯罪について確認し、検挙人員に占める少年の割合のグラフを見る。</p> <p>5 教師の説話を聞く。</p>	<p>○いかに中高生が占める割合が多いかを説明し、これらのことが犯罪であることを再認識させる。</p> <p>○犯罪をしないという強い意志を持ち、友達の悪の誘いを断る勇気を持つことが大切だということを、しっかりと理解させる。</p>	埼玉県警察ホームページ

## 5 万引き

A男の住んでいる町にはショッピングモールがあり、A男はよく友達のB男と一緒にこのショッピングモールに遊びに行っていた。

ある日、B男がショッピングモール内の書店で、漫画本を手に取り、A男に向かって「これ万引きするから、店員のこと見張ってて。」と言った。

A男は「まずいよ。」と言ったが、B男は気にも留めず「じゃ、頼むぜ。」と言ったので、仕方なくA男は見張り役を引き受け、二人は漫画本を万引きした。

その後も、A男とB男はショッピングモールに行く度に、Aが見張り役、B男が実行役として本や文房具を万引きするようになった。

ある日、A男たちがそれまでと同じように商品を万引きしようとしたところ、実行役のB男が店を出た直後、店員が大きな声で「ちょっと待って下さい。」と声を掛けてきた。

B男は走って逃げたが、A男は逃げ遅れてしまい、店員に肩を掴まれてしまった。A男は店員に「僕は見ていただけです。」と言い訳したが、「このまま捕まったら親に怒られる。」と思い、店員を突き飛ばして逃げようとした。しかし、別の店員に取り押さえられてしまい、その後、警察に引き渡された。

A男に突き飛ばされた店員は怪我をしており、A男は「強盗致傷」という罪で逮捕された。

## 1 題材名 「万引き」

## 2 本時のねらい

- ・善悪の判断ができ、犯罪に手を染めない毅然とした態度を身につける。
- ・万引きは窃盗という犯罪であり、決して軽い罪ではないことを学ぶ。
- ・社会の一員として、法律やルールを守る心を育成する。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 身近なことや資料を題材にして、万引きが犯罪であることを理解する。 ○「万引きは何という罪になるか？」 ○認知状況、検挙件数、検挙人員のグラフを見る	○万引きという言葉に軽いイメージを持つ場合があるが、「窃盗」という犯罪で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑であることにもふれる。 ○興味関心を持たせ、生徒の発表を活発に行わせる。	刑法第235条 窃盗
展開	2 実行役だけではなく、見張り役も共犯となることを理解させる。 3 A男とB男がなぜ万引きを繰り返したのか考える。 ○犯罪を繰り返すと罪悪感が薄れる ○簡単に欲しい物が手に入る 4 事例のように、万引きが強盗になるのはどのような場合か理解させる。	○生徒自身に、軽微なルール違反が大きな犯罪にまで繋がるということ考えさせる。 (例) 親の財布から無断で小銭を抜き取っていたが、やがてお札を抜き取るようになった。 ○逃走するために店員や警備員等に暴行を加えれば「事後強盗(5年以上の有期懲役刑)」、負傷させれば「強盗致傷(無期又は6年以上の懲役刑)」という凶悪犯罪となることを伝える。	事例 「万引き」  刑法 ・第238条 事後強盗 ・第240条 強盗致傷
終末	5 被害者の気持ちになって考える。 6 万引きをしない、万引きをさせない強い力を身につける。	○書店業界には、「万引き倒産」という言葉さえあり、万引きが決して小さな犯罪ではないことを伝える。	

## 6 盗品の買い取り

A男は、部活の後輩であるB男からゲームソフトを借りた。

B男は、たくさんのゲームソフト、音楽CD、漫画本などを持っているが、実は、B男は、万引きの常習犯で、ほとんどが盗んだ物だった。

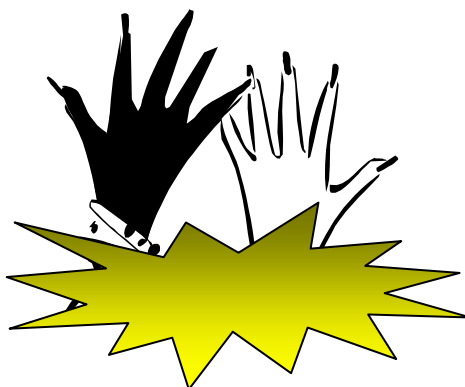
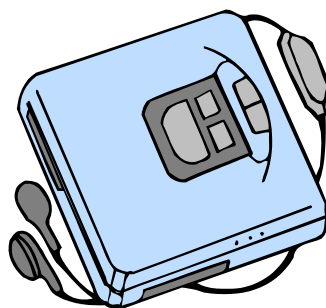
A男はB男が持っている物が万引きした物であると知りながら「いらぬ物があったら、俺が買い取ってやるよ」と持ちかけた。

こうして、A男は、B男からゲームソフト等を安く買い取るようになったが、次第に欲しい品物を注文するようになった。

ある日、B男は、万引きをして逮捕されたが、A男も警察に取調を受けた。

A男は「僕は、盗んだ品物を買い取ったけど、盗んでこいと言ったことは一度もありません。」と言い訳したが、警察官に「理由を知って、泥棒などの被害品を買い取ることは犯罪だ。」と教えられた。

A男は、B男に万引きをさせたことなどなく、買い取っただけなのだが、どこが悪いのだろうか。



## 1 題材名 「盗品の買い取り」

## 2 本時のねらい

- ・他人の物を盗むことは犯罪であり、万引きも犯罪(窃盗)であることを学ぶ。
- ・盗品をもらう、買う、保管する、運搬する、処分の斡旋をすることは犯罪であることを学ぶ。
- ・犯罪行為を知ったときに、自ら判断し、主体的に行動できる態度を育てる。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 身近なことや資料を題材にして、万引きが犯罪であることを理解する。 ○「万引きは何という罪になるか？」 2 盗品とわかっていて、それを買った場合について考える。 ○「では、万引きした物と知っていて、万引きした物を買収することはどうか？」	○万引きという言葉に軽いイメージを持つ場合があるが、「窃盗罪」という犯罪で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑であることにもふれる。 ○自分が盗んだ物ではないのでもらっても大丈夫という安易な考えを持ちがちであるが、「盗品譲受け等」という犯罪であることを理解される。 ○興味関心を持たせ、生徒の発表を活発に行わせる。	
展開	3 事例を読む。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">盗品を買収したただけなのだが、どこが悪いのだろうか。</div> 4 盗品を買うことがなぜいけないのか考える。 ○盗んだ人がまた盗むから。 ○盗まれた物が本人に返しにくくなるから。 5 自分が買おうと思った物が盗品ではないかと思ったらどうするか考える。 ○警察に知らせる。 ○買わない。 ○物を返させる。	○盗品をもらう、買う、運ぶ、保管する、などをすると罪になることを確認させる。 ○次の2点に焦点を当てる。 ・万引きを助長する行為である。 ・被害者が取り戻すことを難しくする。 班ごとに話し合い、発表させる。 ○友達なら、その友達のためにもやめさせること。 ○インターネットオークションなどでは、盗品も出回っており、注意を要すること。 ○班ごとに話し合い、発表させる。	事例「盗品の買い取り」 刑法第256条 盗品譲受け等 ワークシート
終末	6 万引きをしない、万引きをさせない強い力を身につける。	○書店業界には、「万引き倒産」という言葉さえあり、万引きが決して小さな犯罪ではないこと。 ○盗品の買い取りは、被害者による盗品等の正常な回復を困難にするばかりでなく、窃盗等の犯罪を助長し誘発するおそれのある行為であることを確認させる。	

(中学校編)

## ワークシート (案)

1 万引きは何という罪になりますか。
2 盗品を買い取っただけなのだが、どこが悪いのだろうか。
3 盗品を買うことがなぜいけないのか。
4 自分が買おうと思った物が盗品ではないかと思ったらどうしますか。
5 万引きや盗品の買い取りはなぜいけないのか。また、今日の授業の感想を書きましょう。

## 7 「出会い系サイト」の危険性

A子は、両親の決めた以上に携帯電話を使った場合は、お小遣いから、使用料を払う約束になっている。

A子は、毎月、お小遣いから電話の使用料を払っていた。

毎月、使用料を払うので、お小遣いは足りないが、携帯電話なしの生活は考えられない。

同級生のB子は、中学生だが、ブランドの財布を持っていて、※いわゆる「出会い系サイト」で知り合った男の人とカラオケをただけで、お小遣いをもらい、買ったのだと自慢した。

A子は「カラオケをするくらいなら良いだろう」と思い、B子から教わったサイトの掲示板に「中2の女の子です。2万円でデートします。」と書き込み、すぐに相手は見つかった。

相手の男の人は、身なりの良い、静かな物腰の人で、カラオケを一緒にただけで、2万円をくれた。

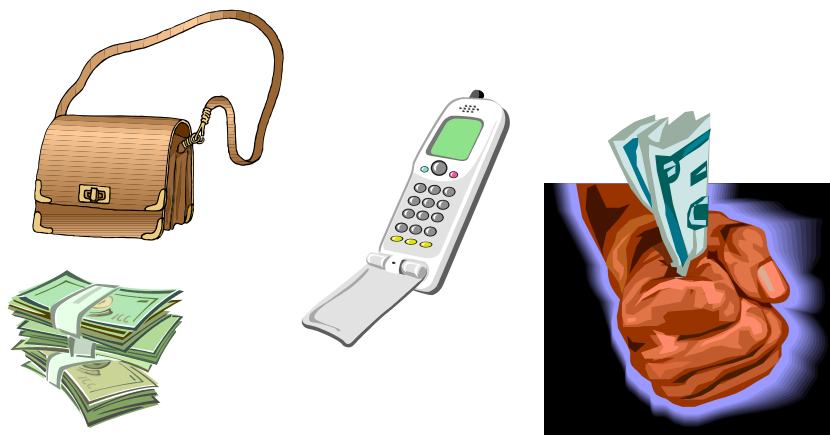
その後、A子は、お金をもらって、男とデートをしていたが、男から「言うことをきいてくれたら、もっと、あげるのになあ。」と持ちかけられた。

援助交際を始めてから、A子は、金遣いが荒くなり、いくらお金があっても足りない状態であった。

お金が欲しくなると、A子は、男とカラオケなどのデートをしていた。

その後、A子は警察に呼ばれ、援助交際の書き込みをしたということで捕まってしまった。

※ いわゆる「出会い系サイト」とは、インターネット異性紹介事業のこと



## 1 題材名 「『出会い系サイト』の危険性」

## 2 本時のねらい

- ・出会い系サイトの利用により、家出、性被害、薬物犯罪、架空請求事件の被害等の危険性があることを学ぶ。
- ・出会い系サイト規制法により、対価を示して相手を誘う「書き込み」についても処罰の対象になることを学ぶ。
- ・見知らぬ人との関わりの危険性を知り、犯罪に巻き込まれない態度を育成する。

## 3 展開

段階	学習活動(主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 出会い系サイトとはどんなものか知る。 2 出会い系サイトの被害者はどんな人が多いのだろうか考える。	○「出会い系サイト」とは、知らない人と知り合ったり出会ったりすることを支援するサイトをいう。 ○年齢認証不要の「コミュニティサイト」を出会い系サイト代わりに使用している例もある。 ○スマートフォン用の出会い系アプリも多数登場している。 ○被害者に占める女子生徒の割合が多いことから、生徒が出会い系サイトを利用することは危険性が大変高い。	警察庁 ホームページ
展開	3 事例を読む。 出会い系サイトに援助交際の書き込みをするとなぜ、捕まってしまうのか。 4 出会い系サイトに援助交際の書き込みをするとどんな危険性があるのか考える。 ・性的な被害 ・誘拐される ・薬物 ・詐欺の被害 ・脅迫の被害	○法律によって禁止されていることを説明する。 ※コミュニティサイトであっても処罰されることがある。 ○例を挙げて説明する。 ・「女子中学生で僕とデートしてくれる人いませんか。」 ・「中2です。お小遣いをくれれば、一緒にお茶してもいいよ。」 などの書き込みは犯罪である。 ○事例を読んで感じたことと見知らぬ人とデートしたり、金銭を受け取ることによってどんな危険性があるか考えさせる。 ・班ごとに話し合い発表する。 ○事件例を挙げ、説明する。 ・小学生被害のわいせつ目的誘拐 ・女子中学生被害の脅迫事件 ・児童ポルノ法違反	事例『『出会い系サイト』の危険性』 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法) ワークシート 警察庁 ホームページ 出会い系(コミュニティ)サイト事件簿
終末	5 見知らぬ人との関わりの危険性や犯罪に巻き込まれない態度について教師のまとめを聞く。	○携帯電話やインターネットの利用についても指導する。 ・出会い系サイトにアクセスしたきっかけは、広告メールとネットサーフィンが圧倒的に多い。 ○人を信頼することと、事件から身を守ることにについて考えさせる。	



(中学校編)

## ワークシート (案)

1	いわゆる「出会い系サイト」(以下 出会い系サイト)とはどんなものですか。
<hr/>	
2	出会い系サイトの被害者はどんな人が多いのだろうか。
<hr/>	
3	出会い系サイトに援助交際の書き込みをするとなぜ、捕まってしまうのですか。
<hr/>	
4	出会い系サイトに援助交際の書き込みをするとどんな危険性があると思いますか。
<hr/>	
5	見知らぬ人との関わり、犯罪に巻き込まれないためにはどうしたらよいでしょうか。また、携帯電話やインターネットを利用する際に気をつけなければならないことにはどんなことがあるでしょうか。
<hr/>	

## 出会い系（コミュニティ）サイト事件簿

出会い系サイト



### 1 児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）

出会い系サイトを通じて知り合った男から現金をもらう約束をしてみだらな行為をした。

### 2 強制わいせつ

コミュニティサイトを通じて知り合った男とドライブ中、胸などを触られるなどわいせつな行為をされた。

### 3 恐喝

出会い系アプリで知り合った男から現金をもらって、裸の写真をとらせたが、後日男から写真を買取るように脅され、現金を脅し取られた。

### 4 出会い系サイト規制法違反

お金欲しさに「中学生とHしたい人いませんか。」という書き込みをした。

### 5 誘拐

携帯電話の出会い系サイトで知り合った男に自動車内に監禁された上、現金を強奪され、さらに保護者が身代金を要求された。

### 6 児童福祉法違反

コミュニティサイトで知り合った男とみだらな行為をし、その際撮影されたビデオをばらまくと脅され、他の男性とみだらな行為をさせられた。

## Ⅱ 学習指導案(例)

中学校編

小学校編

### 3 高等学校編

- 1 飲 酒 の 危 険 性
- 2 不 良 集 団 へ の 加 入
- 3 街 頭 犯 罪
- 4 薬 物 の 危 険 性
- 5 薬物の危険性2 (危険ドラッグ)
- 6 ネットトラブル1 (誹謗中傷)
- 7 ネットトラブル2 (情報モラル)

## 1 飲酒の危険性

A男たち7人は、ビール、缶チューハイなどを持ち寄り、文化祭の打ち上げと称して河原で酒を飲んでいました。

夜更け過ぎまで酒を飲んで騒いだが、寒くなり酔いが回り、近くの中学校の昇降口まで移動した。

A男は、昇降口の風の当たらない場所で横になっていたが、寒気がしてきた。

B男が「保健室のベッドに寝かせてやろう。」と言いだし、教室の窓ガラスを割って、校舎内に侵入した。

そして、A男を保健室まで運び込んだところで、警備会社の通報で、警察官が駆けつけ、逮捕された。

A男は、急性アルコール中毒で病院に入院した。

医師から「死んでもおかしくない状態であった。」と告げられた。

窓ガラスを割ったC男は、ガラスの破片で腕に9針縫うほどの大怪我をした。

また、いつも温厚なD男は、駆けつけた警察官に殴りかかったことを知った。

後日、A男は、警察の取調の際に、「仲間は、酔っぱらってやったことです。」と弁解したが、警察官に「酔っぱらっていたことは犯罪の理由にならない。」と言われた。



- 1 題材名 「飲酒の危険性」
- 2 本時のねらい
- ・飲酒が身体や精神に及ぼす影響について正しく理解する。
  - ・飲酒が引き起こす問題行動について正しく理解する。
  - ・誘われても断る勇気や友人を抑止できる力を育む。
- 3 展開

段階	学習活動（主な発問と反応）	指導上の留意点	資料
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「酒に酔うと、人はどうなるか。」を考える。</li> <li>○指導事例「飲酒の危険性」を読む。</li> <li>○事例における問題点を挙げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒に発表させ、アルコールが人体に与える影響についての知識を確認し、飲酒防止に対する関心を高める。</li> <li>○未成年者の飲酒自体が違法行為であるが、飲酒に伴う騒ぎ等の迷惑行為や、酩酊状態での犯罪行為について考えさせる。</li> </ul>	新聞記事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者の飲酒</li> <li>・飲酒運転による交通事故</li> </ul> など 未成年者飲酒禁止法
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒が身体や精神に及ぼす影響について考える。</li> <li>・身体に与える影響</li> <li>・精神に与える影響</li> <li>○飲酒が引き起こす問題行動について考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多量の飲酒が急性アルコール中毒を引き起こし、場合によっては、死に至ることがあることを説明する。</li> <li>○身体的に成長の途中である未成年者の飲酒は、心身に深刻な影響を与えるため、禁止されていることを説明する。</li> <li>○酩酊状態での犯罪が多発しており、厳重に処罰されることを説明する。</li> <li>○事例における、器物損壊、住居侵入、公務執行妨害等について説明する。</li> </ul>	事例「飲酒の危険性」 飲酒の危険性 公益社団法人 アルコール健康医学協会ホームページ 刑法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 95 条 公務執行妨害</li> <li>・第 130 条 住居侵入等</li> <li>・第 261 条 器物損壊</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒が予想される打ち上げ等の会に誘われたとき、どのように断るかを考える。</li> <li>○飲酒しようとしている友人をどのように止めさせるかを考える。</li> <li>○飲酒が引き起こす他の問題点を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒に発表させ、適宜アドバイスを行う。</li> <li>○飲酒や喫煙が、薬物乱用などに繋がる危険性を持っていることを理解させる。</li> </ul>	

## 2 不良集団への加入

A男は、高校1年生である。

久しぶりに中学時代の同級生B男と駅前で出会ったが、B男は進学した高校を1学期で辞めていた。

B男は、現在、地元のカラーギャングのメンバーになっていて、「地元は俺たちの縄張りだ。」と話した。

カラーギャングに憧れたA男は、B男に頼んでメンバーに入れてもらった。

B男のグループは、メンバー15人ほどの小さなグループで、深夜、コンビニや駅前にたむろしていた。

このグループは、町でも知られるようになり、チームカラーである紫の上下のスウェットで歩けば、みんなが怖れた。

仲間の中には、上下のスウェット姿を見せて恐喝をする者もでてきた。

さらにA男も、実際にスウェットの力でお金を簡単に脅し取ることができた。

ある日、A男とB男はいつもの上下スウェット姿で隣の市まで買い物に行ったが、擦れ違う同年代の若者から注目されているのがわかり、気分が良かった。

A男たちが大声で談笑しながら歩いていると、同年代の派手な格好の男が二人近づいて来て「ちょっと来い。」と話かけてきた。

男たちについて行くと、いつの間にか男たちの仲間に取り囲まれていて、一方的に暴力を振るわれ、重傷を負って入院した。



## 1 題材名 「不良集団への加入」

## 2 本時のねらい

- ・いわゆるカラーギャング（暴走族を含む）の実態を知る。
- ・事例研究を通して不良集団についての考察を深め、自分自身の健全な生活習慣について考える。
- ・誤った考えや行動について、しっかりと批判し拒否する判断力を身につける。
- ・自分自身の生活状況について検証する。

## 3 展開

段階	学習活動（主な発問と反応）	指導上の留意点	資料
導入	1 グループに分かれる。  2 カラーギャング（暴走族を含む）が関係する事件の新聞記事を読む。	事前準備 ①6～8名程度のグループに分ける。 ②グループ毎に、司会係・記録係を1名選ばせる。 ○記事の内容は、出来るだけ詳しいものが望ましい。雑誌の特集記事などでも構わない。 ○幅広く考えられるように詳細な解説はしない。ただし、不明な状況等についての質問には答える。 ○グループ討議の進め方について説明する。	新聞記事等
展開	3 グループ活動による事例研究 ○「事例」プリントを読み、各グループ毎に、「事例分析シート」に従って討議を進める。 ○「事例分析シート」を完成させる。 4 事例分析の発表 ○各グループ毎に「事例分析シート」をまとめて発表する。 ○他のグループの発表を聞く。	○議論が深まらないグループに対してはサンプルなどを示して支援する。 ○時間の経過に応じ、進行状況の目安を指示する。  ○発表に際しては、各グループの持ち時間を制限する。 ○発表に際してはメモをとらせる。	事例「不良集団への加入」  事例分析シート メモ用紙
まとめ	5 まとめ ○担任のまとめを聞く。 ○他のグループの考えや担任のまとめを聞いて、自分のこととして不良集団への加入の誘いに乗らない決意を確認する。 ○自分自身の身の回りに、不良集団への加入の誘いとなるような要素や原因はないか考えてみる。	○発表用の「事例分析シート」は、全グループ分、黒板に掲示する。 ○発表後のまとめとして、ねらいに即した発表には賛辞を送り、著しい逸脱が認められる発表箇所は修正する。 ○不良集団の様々な行為が全く違法であることを確認させる。 ○誤ったあこがれや、心の隙間が不良集団加入の契機となることを理解させる。 ○身の回りに危険な状況はないかを考えさせる。 *発表後に時間があれば、数名を指名し、感想を述べさせる。	

## 事例分析シート(案)

<事例>を読み、問題箇所を指摘し、原因(背景)や解決方法(どうすれば良かったのか)も考えてみよう。

年 組 グループNo. \_\_\_\_\_

<メンバー>

司会 \_\_\_\_\_ 記録 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

指摘事項	問題点	原因(背景等)	解決方法
(例) ・B男は進学した高校を1学期でやめていた。	・なぜ、せっかく入った高校を1学期でやめてしまったのか?	・学校がつまらなかった。 ・問題を起こしてやめてしまった。 ・友だち関係に問題があった。	・親や友だち、先生に早めに相談に乗ってもらおう。 ・無理に高校へ行く必要もなかった。 ・友だちをたくさん作る。
1			
2			
3			
4			



### 3 街頭犯罪（被害者と加害者について考える）

高校3年のA男は、両親と中学3年生の弟、小学6年生の妹と家族5人で暮らしている。

A男は、高校を卒業後は専門学校に進学する予定である。

ある日、帰宅途中の父が、若者数名に囲まれ、金属バットで全身を殴られて入院してしまった。

退院後、父親は、頭を強打された後遺症で、常に頭痛に悩まされ、指先の感覚がなくなった。

長期間にわたり休職したうえ、以前のように働けなくなった父親は職場に居づらくなり、ふさぎ込んだり、イライラして家族にあたるようになってしまった。

そして、以前の明るい家族が嘘のように暗くなってしまった。

父親は、体だけでなく精神も患い、会社を辞めることになり、A男は専門学校への進学をあきらめ、卒業後は、働くことにした。

卒業を控えたある日、父親を襲った男たちが逮捕された。

犯人たちの中にA男の同級生もいた。

犯人たちが父親から奪った物で返ってきたのは、父親のライターだけであった。

犯人の親たちが「息子も反省しています。」と謝りに来たが、どのように償ってもらえばいいかA男にはわからない。



## 1 題材名 「街頭犯罪」

## 2 本時のねらい

- ・街頭犯罪（路上強盗、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらい）の実態について理解する。
- ・犯罪の被害者、加害者双方の立場になって考える。
- ・身近な所に潜む犯罪に巻き込まれる危険性について考える。
- ・犯罪を憎む態度や許さない姿勢を養う。

## 3 展開

段階	学習活動（主な発問と反応）	指導上の留意点	資料
導入	○授業のねらいについて確認する。 ○「事例」プリントを読んで、街頭犯罪の実情について考える。	○生徒が考える幅を広げるために、ねらいの概要を述べるにとどめる。	事例「街頭犯罪」
展開	○「被害者と加害者について考える」プリントの質問Q1～Q8に答える。  ○質問の回答を確認する。	○はじめはじっくりと考えさせる時間をとる。その後、記入が進まない場合は、ヒントを与えるなどの支援を行う。 ○各質問毎に複数指名して、回答を確認させる。 ＜回答解説Q1～Q4＞ ・民事的に完全な補償がされることはほとんどない。 ・民事的に幾分か補償がなされても、家族の幸せな環境が戻ることは極めて難しいと思われる。 ・被害からの立ち直りは公的な救済措置を活用しても相当な時間がかかり、精神的負担が大きい。＜回答解説Q5～Q8＞ ・犯罪を犯す環境に日常への漠然とした不満や交友関係がある。 ・強盗致傷（刑法第240条） 刑事上は家庭裁判所送致、民事上は損害賠償の他に慰謝料など。 ・犯罪者の保護者は、様々な補償が要求される。 ○背景等についての同情はやむを得ないが、犯罪そのものを肯定する回答は決して認めない。	資料「被害者と加害者について考える」
まとめ	○Q1～Q8を踏まえて、Q9に答える。  ○質問の回答を確認する。	○身近な犯罪に巻き込まれる危険性について、他人事ではないという認識の下、自分自身の行動や環境について検証させる。また、犯罪を憎む態度や許さない姿勢を確認させる。	埼玉県警察ホームページ

## 被害者と加害者について考える (案)

年 組 番・氏名

---

「事例」プリントをよく読んで、被害者・加害者双方の立場になって、次の質問に答えてみよう。

被害者	加害者
Q1：なぜ、街頭犯罪にあったのだろうか？	Q5：なぜ、街頭犯罪を犯したのだろうか？
Q2：街頭犯罪に遭わなければ、どうなっていただろうか？	Q6：犯した犯罪は何罪になるだろうか？
Q3：今後、家族はどうなってしまうだろうか？	Q7：どのような償いをするようになるだろうか？
Q4：A男は、これからどうしたらいいだろうか？	Q8：親や兄弟はどのように思うだろうか？

Q9： 刑法犯の犯人として検挙された者のうち、○%が少年です。事例にあるようなことは、あなたの身近で発生しています。  
このような犯罪に巻き込まれないためには、どうしたらいいだろうか？

※埼玉県Q9の数値については、警察ホームページ・犯罪・防犯情報で統計数字として公開されている。

## 4 薬物の危険性 1

A子は、カラオケボックスで遊ぶことが好きである。

友達もみんなカラオケ好きで、時々、お店の人から「もう帰る時間だよ。」と注意されることもあった。

ある日、クラスの女の子2人とカラオケボックスに行ったところ、店の前で若い男の人に「おごるから、俺も混ぜてよ。」と誘われ、一緒にカラオケをすることになった。

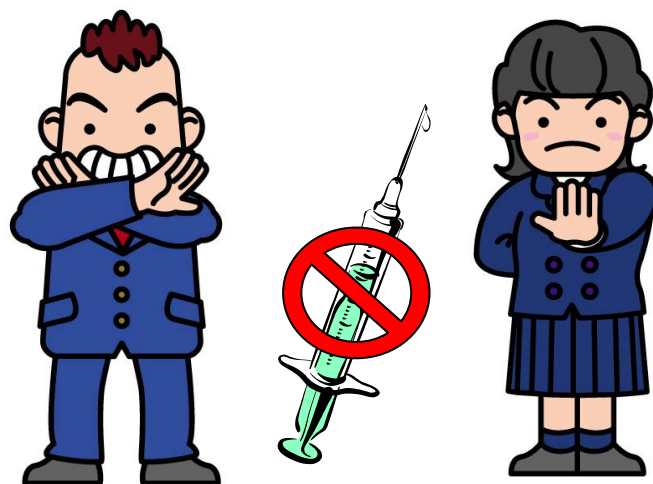
男は人当たりも良く、カラオケ代と飲食代をおごってくれ、メールアドレスの交換をして別れた。

その後、男からメールが届き、A子は男とデートすることになった。

A子は男とずいぶん親しくなったころ、男の腕に注射の後がたくさんあるので、病気なのか聞いてみたところ、「お前にも打ってやるよ。」と言って、セカンドバッグから注射器を取り出した。

A子は『ヤバイ薬』だと思ったが、男に「一度だけなら大丈夫。」とか「芸能人もやっている。」「ダイエットできる。」等と言われ、興味を覚え注射してもらった。

ある日、A子が男の家に遊びに行くと、警察官が現れ、男は逮捕、A子も覚せい剤を使用したという罪で逮捕されてしまった。



## 1 題材名 「薬物の危険性1」

## 2 本時のねらい

- ・薬物が人体に与える影響について理解させる。
- ・薬物乱用の現状について理解させる。
- ・薬物乱用の怖さを理解させ、生徒一人一人が自分自身で状況判断ができるようにする。

## 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 薬物についてのアンケートや質問に答える。 ○どのようなものを薬物というか。 ○薬物は人体にどのような影響を与えるのか。 ○薬物の使用は個人の自由か。 など	○生徒一人一人の薬物に関する知識を確認する。 ○質問項目ごとに何人かに発表させ、薬物に関する興味・関心を高める。 ○薬物乱用に関する諸問題は、重大な青少年問題であるだけでなく、非行や精神保健上の問題との相乗作用を持っていることをしっかりと認識させる。 ○喫煙・飲酒や薬物乱用に関わる誤った情報・判断に惑わされることなく、自分の健康管理を重要視させる。	新聞記事
展開	2 薬物について考えさせる。 ○主な薬物の種類(呼名)とその害・作用について説明を聞く。 ○知っている薬を答えさせる。 3 薬物を乱用するとどのようなことになるかを考える。以下のようなことを柱として意見交換をする。 ○乱用する者を蝕むばかりか、その影響によって引き起こされる幻覚や妄想から、他人を発作的に傷つけ凶悪な事件の引き金になる。 ○インターネットや携帯電話等により、誰にでも手に入れることができ、急速に身近に迫ってきている。	○薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にならない薬物を不正に使用することをいう。 ○薬物乱用の現状について理解させる。 (例) 文部科学省の実態調査から ・高率とは言えないまでも青少年には薬物乱用の経験者が存在する。 ・各薬物の乱用には強い関連性がみられること。 ・薬物が青少年にとって想像以上に身近な存在である。一方、薬物乱用の対応能力は十分とは言えない。 ○薬物の乱用は、精神が不安定になり、依存症になることで家族や周囲の人々に迷惑をかける。また、幻聴、幻覚などによって引き起こされる犯罪により社会に様々な悪影響を与える。	埼玉県警察ホームページ 青少年の薬物防止を考える会ホームページ 学校医・学校薬剤師・養護教諭教科(保健体育)との連携
まとめ	4 薬物乱用の怖さを理解する。 ○「一度だけなら大丈夫、いつでもやめられる」ということが間違いであり、薬物は魔物であることを理解する。 ○薬物乱用者の告白(手記)を読み、薬物から身を守る必要性を知る。	○薬物に関して学んだことを何人かに発表させ、理解度を確認する。 ○規範意識は、薬物乱用においても、抑止する重要な条件であることを認識させる。 ○生徒一人一人に「薬物乱用は、絶対にしない」という強い意志を持たせる。	埼玉県警察ホームページ

## 5 薬物の危険性2 (危険ドラッグ)

A男は、大学生のB男から「ハイな気分になるハーブを買ったので、やってみようぜ。」と誘われた。

A男は、「覚せい剤や大麻などの違法な薬物を使うと捕まるから嫌だ。」と断ったが、B男は「大丈夫、ネットで販売しているハーブだから、犯罪にならないよ。」と現物を見せて誘ってきた。

そのハーブは、インターネットで堂々と販売されていて、「合法」であると宣伝していた。

A男はB男からさらに勧められ「合法だから、使っても問題ないだろう。」と思い、そのハーブを2人で試してみた。

A男は、ハーブを使うと体が浮くような気がした。

B男は突然呼吸が荒くなり、意識を失って倒れてしまった。

A男が、慌てて救急車を手配し、病院で手当を受けたのでB男は事なきを得たが、ハーブを使った時の記憶がなくなっていた。

警察官からは、「君達が使用した危険ドラッグは様々な法律で規制されている。法で規制していないものでも、人体への悪影響は麻薬や覚せい剤以上と言われ、治療法も確立していない非常に危険な薬物だ。」と注意を受けた。



- 1 題材名 「薬物の危険性2 (危険ドラッグ)」
- 2 本時のねらい
- ・「危険ドラッグ」の危険性について理解させる。
  - ・薬物乱用防止のための法律について理解させる。
  - ・生徒一人一人ができる薬物乱用予防(対策)について考える。
- 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	1 「薬物乱用」についての質問に答える。 ○薬物乱用とはどういうことか。 ○薬物を乱用するとどのようなことになるか。	○薬と薬物の違いを明確にする。 ○薬物が人体に与える影響や薬物乱用の現状について理解させる。 ○薬物乱用が原因となった過去の事件・事故に触れ、個人だけではなく家庭・社会にも影響を与えることを認識させる。	新聞記事
展開	2 「危険ドラッグ」について考える。 ○何が「危険ドラッグ」と呼ばれるのか。 ○「危険ドラッグ」は、法律で罰せられないのか。 3 薬物乱用防止のためにどのようにしたらよいか考えさせる。 以下のような高校生活に対する影響について考えさせる。 ・学業への影響(成績不振となり怠学になる) ・身体への影響(呼吸器官の障害となりスポーツなどに有害となる) ○薬物は、誰がどのような方法で売買しているのか問いかける。 ○具体的に法律名をあげて説明する。	○3～4人のグループをつくり、考えさせて発表させる。 ○「危険ドラッグ」は、法律をすり抜けるために開発されたものであることを理解させる。 ・麻薬や覚せい剤と同じような性質と危険性を持ち、暴力団や不良外国人が関与していることを認識させる。 ・どんな名目であろうと、人体への摂取を目的としたときは取り締まりの対象となることを認識させる。 ○薬物乱用は、法律で厳しく罰せられるとともに、所持しているだけでも罪になることを理解させる。 ・「覚せい剤取締法」「毒物及び劇物取締法」「薬事法」「麻薬取締法」、都道府県が設置する薬物の濫用の防止に関する条例といった法律で厳しく罰せられる。 ・「一度だけでも」「持っているだけでも」法律で厳しく罰せられる。	埼玉県警察ホームページ  青少年の薬物防止を考える会ホームページ
まとめ	4 薬物乱用の予防(対策)について、できることを考える。 ○薬物乱用の誘いがあった場合はどのようにするか。 ○薬物乱用の予防(対策)はどのようにするか。	○薬物に関して学んだことを何人かに発表させ、理解度を確認する。 ○生徒一人一人に以下のような強い意志を持たせる。 ・薬物乱用に対する正しい知識を持たせ、使用や所持も犯罪であることを認識させる。 ・「NO」と断る勇気を持たせる。 ・勉強や部活動等充実した学校生活の中に、本来の快感や満足感が得られることを認識させる。	

## 6 ネットトラブル1 (誹謗中傷)

A子は、あるタレントのファンクラブに入会して、このファンクラブの会合で仲良くなったB子とメル友になった。

A子とB子は、頻繁にSNSでやりとりしたり、ファンクラブの掲示板にお互いに書き込みをして、意見交換をしていた。

ある日、A子が掲示板に書き込んだタレントのコンサートの評価に対して、B子が猛烈に批判をし、掲示板ではA子派とB子派に別れて大論争に発展した。

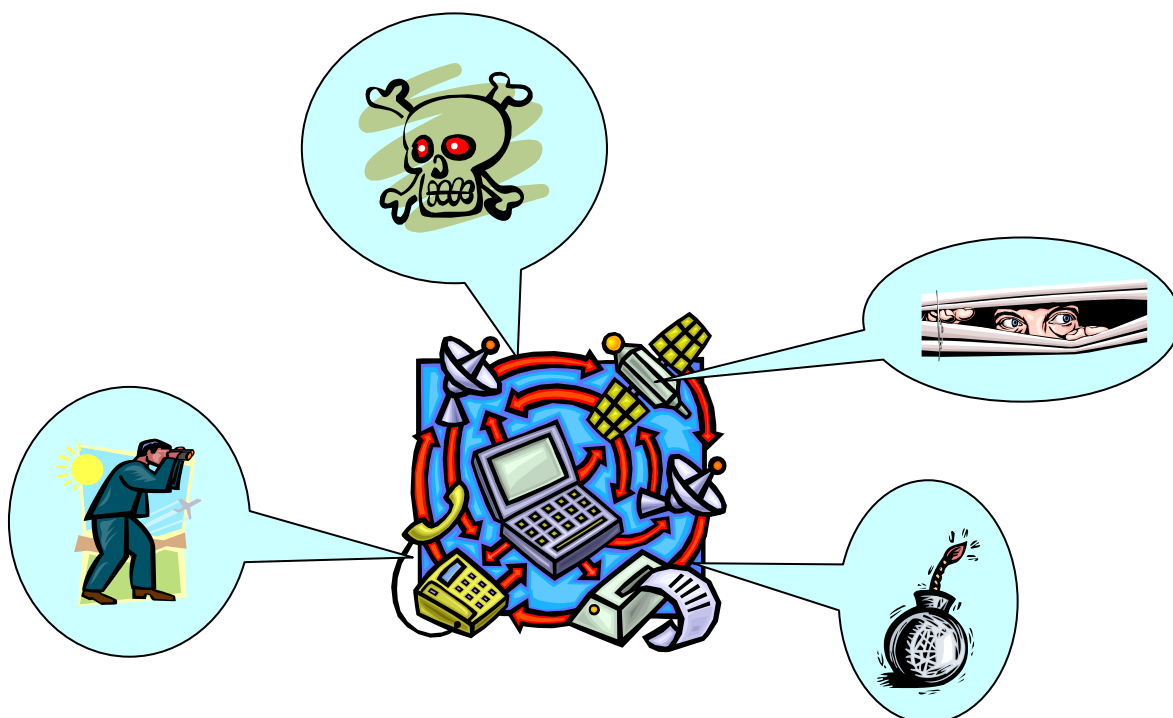
お互いに、思いつく限りの悪口を書き込み、相手を誹謗中傷するだけになってしまった。

この件を契機にA子は、B子と一切の連絡を取らなくなったが、しばらくするとA子の携帯電話に卑猥な内容の電話が架かってくるようになったほか、A子が使用しているSNSにも知らない相手から卑猥な内容や誹謗中傷する書き込みがされるようになった。

A子が悩んでいたところ、あるサイトの掲示板に自分の電話番号やSNSのリンクなどの個人情報が書き込まれていることを知った。

B子の仕業と考えたA子は、仕返しに、別のサイトの掲示板にB子の個人情報を書き込んだ。

しかし、以前にも増してA子には、卑猥な内容や脅迫メールが届くようになってしまった。





## 1 題材名 「ネットトラブル1 (誹謗中傷)」

## 2 本時のねらい

- ・インターネットにおける電子掲示板の特性を理解する。
- ・インターネット活用のルールとマナーを正しく理解する。
- ・トラブルに巻き込まれたときの対処方法について学ぶ。

## 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット活用に関する事前アンケートに答える。</li> <li>○指導事例「ネットトラブル」を読む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前アンケートを通して、ネット社会が身近な存在であることに気づかせる。</li> <li>○事例を読ませた後に、問題点を挙げさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前アンケート</li> <li>事例「ネットトラブル1 (誹謗中傷)」</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットの特性について考える。</li> <li>○掲示板に書き込むときに、気をつけなければいけないことを考える。</li> <li>○個人情報について考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報とは？</li> <li>・個人情報の重要性？</li> </ul> </li> <li>○実際にトラブルに巻き込まれた体験発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広範囲を対象としてコミュニケーションがとれる反面、匿名での情報発信が簡単にできることを説明する。</li> <li>○注意深くことばを選んで、相手を傷つけないようにする。</li> <li>○ネット上では、相互理解しづらいことを理解させる。</li> <li>○脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪になることもあることを説明する。</li> <li>○個人情報を守る具体的な方法を理解する。</li> <li>○他者の個人情報も尊重し保護する態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 222 条 脅迫</li> <li>・第 230 条 名誉毀損</li> <li>・第 231 条 侮辱</li> </ul> </li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットトラブルについて考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻き込まれそうになったとき</li> <li>・巻き込まれたとき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット活用のルールやマナーについて再確認する。</li> <li>○書き込みを止めて、時間を置く。</li> <li>○エスカレートする前に、警察や国民生活センター等の相談機関に相談する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省ホームページ</li> </ul>

アンケート (案)

事前アンケート

- 1 インターネットのメリット・デメリットは何ですか。
- 2 SNS、掲示板等で嫌な思いをしたことがありますか。
- 3 身に覚えのない相手とネットでトラブルになったことがありますか。
- 4 トラブルに巻き込まれそうになったときや巻き込まれたとき、どうすればいいですか。
- 5 インターネットを利用する際、気をつけなければならないことは何ですか。

## 7 ネットトラブル2 (情報モラル)

A男は、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」と記載）を利用しており、旅行に行ったり、友達と遊んだりしている様子を撮影し、頻繁にネット上に掲載していた。

また、A男は自分の名前や年齢、学校名やクラス等もSNS上に掲載しており、頻繁にクラスメイトや部活の仲間と写真やメッセージのやり取りをしていた。

A男が利用しているSNSは、自分の書き込みに対してどれくらいの人が「良い」と評価してくれたのか表示されるもので、A男はその数を伸ばすことに快感を感じていた。

ある日、A男は友達と一緒にファミリーレストランに行った際、「これは面白いぞ。」と考えてテーブル上に置かれていた醤油差の先端を鼻の穴に押し付け、友達にその様子を撮影させてSNS上にアップした。

A男は、クラスメイト等から「面白いね。」と言われることや、SNS上で「良い」評価が上がることを期待していたが、ネット上では「汚いことをするな。」等と多くの人から痛烈に非難され、いわゆる「炎上」の状態となってしまった。

また、A男が過去に氏名や学校名等を掲載していたことから、その情報を多くのサイトに掲載されてしまい、学校には多数の苦情メールや苦情電話が寄せられた。

更には、A男が写真撮影したファミリーレストランから、「店の評判を著しく悪くさせ、営業利益が大幅に落ちた」という理由で多額の損害賠償を請求されてしまった。

## 1 題材名 「ネットトラブル2 (情報モラル)」

## 2 本時のねらい

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス (以下「SNS」と記載) の特性、電子掲示板の特性を理解する。
- ・個人情報保護の重要性を理解する。
- ・インターネット活用のルールとマナーを正しく理解する。

## 3 展開

段階	学習活動 (主な発問と反応)	指導上の留意点	資料
導入	<p>○インターネット活用に関する事前アンケートに答える。</p> <p>○指導事例「ネットトラブル2 (情報モラル)」を読む。</p>	<p>○事前アンケートを通して、ネット社会が身近な存在であることに気づかせる。</p> <p>○事例を読ませた後に、問題点を挙げさせる。</p>	<p>事前アンケート</p> <p>事例「ネットトラブル2 (情報モラル)」</p>
展開	<p>○SNSの特性について考える。</p> <p>○SNSに書き込むときに、気を付けなければいけないことを考える。</p> <p>○個人情報について考える。</p> <p>・個人情報とは？</p> <p>・個人情報の重要性？</p>	<p>○Twitter や Facebook は、たとえ友達との間だけで楽しむ目的であっても、ネット上に公開されており、世界中の人が閲覧できることを説明する。</p> <p>○SNSに掲載した画像や個人情報が一度でもネット上に拡散されてしまった場合、全てを回収・削除することはほぼ不可能であることを理解させる。</p> <p>○内容によっては、犯罪行為 (脅迫、名誉毀損、侮辱、業務妨害等) になったり、関係者から損害賠償請求をされるおそれがあることを説明する。</p> <p>○個人情報を守る具体的な方法を理解する。</p> <p>○他者の個人情報も尊重し保護する態度を育てる。</p>	<p>刑法</p> <p>・第222条 脅迫</p> <p>・第230条 名誉毀損</p> <p>・第231条 侮辱</p> <p>・第233条 業務妨害</p> <p>・第234条 威力業務妨害</p>
まとめ	<p>○情報モラルについて考える。</p> <p>・画面の向こうには人がいる。</p> <p>・書き込み等をする場合には、その内容をよく吟味する。</p>	<p>○インターネット活用のルールやマナーについて再確認する。</p> <p>○不適切な書き込み等をしてしまった場合は、直ちに削除するよう教示する。</p>	<p>総務省ホームページ</p>



## 4 参考資料一覧

### (小学校)

#### 事例1 飲酒とタバコ

- ・ 飲酒の危険性

公益社団法人アルコール健康医学協会ホームページ

<http://www.arukenkyo.or.jp/health/minority/>

- ・ 喫煙の危険性

埼玉県ホームページ (サイト内検索)「喫煙対策等について」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

#### 事例2 危険な遊び

平成17年4月9日発生 鹿児島県防空壕事故

#### 事例5・6 いじめ

埼玉県ホームページ (サイト内検索)「いじめ対応ハンドブック」→「彩の  
国生徒指導ハンドブック New I's」をクリック

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

#### 事例7・8 携帯電話の使い方

総務省ホームページ (サイト内検索)「インターネットトラブル事例集」

<http://www.soumu.go.jp/>

一般社団法人 日本オンラインゲーム協会ホームページ

「子どものスマートフォン課金トラブルを防ぎましょう」

<http://www.japanonlinegame.org/>

DVD「その『つながり』大丈夫？」

埼玉県ホームページ (サイト内検索)「その『つながり』大丈夫？」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

### (中学校)

#### 事例1 飲酒の危険性

公益社団法人アルコール健康医学協会ホームページ

<http://www.arukenkyo.or.jp/health/minority/>

#### 事例2 深夜はいかいの危険性

埼玉県ホームページ (サイト内検索)「深夜徘徊ストップ運動の手引」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

埼玉県警察ホームページ (サイト内検索) 少年非行白書

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>

事例3 いじめ (犯罪行為)

埼玉県ホームページ (サイト内検索) 「いじめ対応ハンドブック」 → 「彩の  
国生徒指導ハンドブック New I's」 をクリック

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

刑法第 249 条 . . . 恐喝

脅迫又は暴行を用いて相手を脅し、財物を交付させること

刑法第 223 条 . . . 強要

脅迫又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害すること

事例4 自転車どろぼう

埼玉県警察ホームページ

(サイト内検索) 「街頭犯罪・侵入犯罪情報」「少年非行白書」

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>

事例5 万引き

刑法第 235 条 . . . 窃盗

他人の財物を窃取すること

刑法第 238 条 . . . 事後強盗

盗品が取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をすること

刑法第 240 条 . . . 強盗致傷

(前段) 強盗の機会に人を負傷させること

事例6 盗品の買い取り

刑法第 256 条 . . . 盗品譲受け等

盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償譲受け、運搬、保管、有償譲受け、有償の処分のあつせんをすること

事例7 「出会い系サイト」の危険性

警察庁ホームページ (サイト内) 「生活安全局 サイバー犯罪対策」のページ

<http://www.npa.go.jp/>

## (高等学校)

### 事例1 飲酒の危険性

公益社団法人アルコール健康医学協会ホームページ  
<http://www.arukenkyo.or.jp/health/minority/>

#### 刑法第95条・・・公務執行妨害

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えること

#### 刑法第130条・・・住居侵入等

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看取する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入すること、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しないこと

#### 刑法第261条・・・器物損壊

他人の物を損壊し、又は傷害すること

### 事例3 街頭犯罪

埼玉県警察ホームページ

(サイト内検索)「街頭犯罪・侵入犯罪情報」「少年非行白書」

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>

### 事例4・5 薬物の危険性

埼玉県警察ホームページ (サイト内検索)「薬物犯罪」

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>

青少年の薬物防止を考える会ホームページ (小森法律事務所)

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/>

**※ 転載する場合は、上記サイト管理者にメールで一報してください。**

### 事例6・7 ネットトラブル

総務省ホームページ (サイト内検索)「インターネットトラブル事例集」

<http://www.soumu.go.jp/>

#### 刑法第222条・・・脅迫

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫すること

#### 刑法第230条・・・名誉毀損

公然と事実を適示し、人の名誉を毀損すること



刑法第 231 条・・・侮辱

事実を適示しなくても、公然と人を侮辱すること

刑法第 233 条・・・業務妨害

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の業務を妨害すること

刑法第 234 条・・・威力業務妨害

威力を用いて人の業務を妨害すること

(その他)

非行防止教室等プログラム事例集

文部科学省ホームページ（サイト内検索）「非行防止教室等プログラム事例集」

<http://www.mext.go.jp/>

### Ⅲ 非行・問題行動の指導対象例

はじめに

近年、県内における刑法犯少年の検挙・補導件数は減少し続けているものの、検挙・補導人員のうち小・中学生の占める割合は依然として高く、非行の低年齢化が深刻な問題となっている。

また、過去に罪を犯した少年が再度罪を犯す、いわゆる「犯罪少年の再犯者率」が平成21年度以降増加傾向にあり、平成25年中における県内の犯罪少年の再犯者率は過去10年で最も高くなった。

さらに、携帯電話、スマートフォンの普及により、児童買春を誘発するような書き込みを掲載しているサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、違法な薬物の販売、興味本位に自殺や犯罪情報を掲載するサイトを、少年たちが容易に閲覧できるようになっただけでなく、不適切な書き込みや画像をネット上に掲載することができるなど、少年を取り巻く環境は危険な状況にある。本県でも生徒が被害者となった児童買春事件や、インターネット関連のトラブルが多発している。

このように少年を取り巻く環境が厳しい中で、児童生徒の非行・問題行動の予防・解決には、警察などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみで子供を育てる機運を醸成し、様々な人材が教育現場に参加して協力していくことが必要であり、保護者や地域参加型の非行防止教室などの開催や、一人一人に応じた具体的な生徒指導の充実を図ることが求められている。

また、児童生徒の非行・問題行動やその原因は多様化しており、その問題解決のためには、児童生徒の発達段階と実状を踏まえて、個々の教員が非行・問題行動の知識と生徒指導上の力量を高めるとともに、教員間での問題意識を共有し、教育現場が一枚岩となった組織的な生徒指導に取り組むことが大切である。



## 1 喫煙

### 【事例】

- 中学2年生のA男とB男は、授業を抜け出し学校の体育館裏で喫煙していた。
- PTA等とともに中学校区内のパトロール活動を行っていたら、公園で生徒が数人で喫煙していた。

### (1) 指導内容

- ア 法律で禁止されている行為であること。
- イ 喫煙のもたらす様々な影響（健康被害・火災等）。
- ウ 誘惑されても断る方法・技術を知って実践できる力。
- エ 友人の喫煙を制止できる力。
- オ 未成年者の喫煙は非行への入り口であること。
- カ 未成年者の喫煙に法定罰はないが、保護者等は喫煙を制止する義務があること。
- キ 電子タバコの中には健康を害する物質が入っているものがあるなど、健康被害の虞があるため未成年者には使用させない。

### (2) 関係法令

- ・ 未成年者喫煙禁止法
  - 第1条 20歳未満の者は喫煙を禁ずる
  - 第3条 保護者等は、喫煙を制止しなければならない
  - 第5条 喫煙することを知りながら販売してはならない
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第20条6号
  - 何人も、青少年（18歳未満の者）に対して喫煙場所の提供又は周旋してはならない

※ 未成年者の喫煙行為は、未成年者喫煙禁止法によって禁止されており、その行為は違法とされているが罰則の適用はない。

したがって、可罰の対象とならないが、その者が喫煙のために所持するタバコとその器具類は、説得して少年自身に廃棄させるか、保護者に渡す。



## 2 飲酒

### 【事例】

- 高校生のA男、B男、C子、D子は、A男の自宅で缶チューハイ（アルコール含有）を大量に飲酒し、C子はその影響で倒れてしまい救急車で病院に運ばれた。
- 高校の文化祭が終わり、打ち上げと称して複数の生徒で飲酒した。

### (1) 指導内容

- ア 法律で禁止されている行為であること。
- イ 飲酒のもたらす様々な影響（健康被害・事故・犯罪）。
- ウ 誘惑されても断る方法・技術を知って実践できる力。
- エ 友人の飲酒を制止できる力。
- オ 未成年者の飲酒は非行への入り口であること。
- カ 飲酒による騒ぎ等で近隣に迷惑をかけてしまうこと。
- キ 未成年者の飲酒には法定罰はないが、保護者等は飲酒を制止する義務があること。
- ク ノンアルコール商品は、本物のお酒に非常に近い味になっているため、未成年が興味を持ち飲酒のきっかけになる危険性があること。

### (2) 関係法令

- ・ 未成年者飲酒禁止法
  - 第1条1項 20歳未満の者は飲酒を禁ずる
  - 同条2項 保護者等は飲酒を制止しなければならない
  - 同条3項 飲酒することを知りながら販売してはならない
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第20条6号
  - 何人も、青少年（18歳未満の者）に対して飲酒場所の提供又は周旋してはならない

※ 未成年者の飲酒行為は、未成年者飲酒禁止法によって禁止されており、20歳未満者の飲酒行為は違法とされているが、罰則の適用はない。

したがって、可罰の対象とならないが、その者が飲酒のために所持する酒類は、説得して少年自身に廃棄させるか、保護者に渡す。



### 3 怠学

#### 【事例】

- A男とB男は授業をさぼり、駅前の繁華街をうろついている時、警察の少年補導員に補導された。

#### (1) 指導内容

- ア 規則正しい学校生活は、社会生活の基本であること。
- イ 怠学は、警察の補導対象であること。
- ウ 理由なく学校を欠席することで、学校に登校しにくくなり、学校生活でしか作れない人間関係が構築できないこと。
- エ 怠学は、自分を律することができないことの現れであり、非行の入り口であること。
- オ 保護者には義務教育を受けさせる義務があること。

#### (2) 関係法令

- ・ 学校教育法第16条（普通教育の義務）  
保護者等は、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う

### 4 深夜はいかい

#### 【事例】

- A男とB男は、深夜の午前1時ころ、駅前の繁華街をはいかいしていたところを警察官に補導された。

#### (1) 指導内容

- ア 埼玉県青少年健全育成条例の内容、保護者の務めなど。
- イ 深夜はいかいは、警察の補導対象であること。
- ウ 夜中に外出しないことの周知。
- エ 深夜に犯罪が多発していることから、被害に遭う危険性が高いこと。
- オ 非行への入り口である（家出につながる）こと。
- カ ナンパ、スカウト、ホストクラブの客引き等と知り合い、家出、借金、風俗店勤務、性非行へと発展するおそれがあること。
- キ 暴力団や暴走族、ギャング等の不良グループから加入を強要されるおそれがあること。

#### (2) 関係法令

- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第21条1項（深夜に外出させる行為の制限）  
保護者は、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう）に青少年を外出させないように努めなければならない

## 5 無断外泊

### 【事例】

- ナンパされた男性宅に無断外泊や不純異性交遊を繰り返していた女子生徒が「ぐ犯少年」として家庭裁判所に送致された。  
男は、埼玉県青少年健全育成条例（みだらな性行為等の禁止）違反で逮捕された。

### (1) 指導内容

- ア 埼玉県青少年健全育成条例の内容、保護者の努めなど。
- イ 無断外泊は、警察の補導対象であること。
- ウ 頻繁に無断外泊を繰り返すと補導され、ぐ犯少年として施設に收容されることがあること。
- エ 女子児童生徒が、無断外泊で性被害等に遭うことが多いこと。
- オ 非行への入り口であること（家出につながる）。
- カ 保護者から行方不明者届が出された場合、警察の保護対象になること。

**※ 無断外泊の理由に児童虐待の可能性もあることから、表情、健康状態、家庭環境を鑑み、児童相談所等への通報にも留意すること。**

### (2) 関係法令

- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第 19 条 1 項（淫らな性行為等の禁止）  
青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第 21 条 2 項（深夜に外出させる行為の制限）  
保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない
- ・ 少年法第 3 条 1 項 3 号（ぐ犯少年の規定）  
保護者の正当な監督に服さない性癖のあることなど

## 6 家 出

### 【事例】

- 長期に渡り家出をしていた女子生徒が警察官に発見保護された。
- 家出中知り合った暴力団員に性交を要求されたうえ、覚せい剤を勧められた。  
女子生徒は、暴力団員とともに覚せい剤取締法違反で逮捕された。

### (1) 指導内容

- ア 正当な理由がなく家庭に戻らないことは少年法に規定される少年審判の対象になる行為であること。
- イ 家出を繰り返し、将来、罪を犯し、或いは刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年は、ぐ犯少年として施設収容もあること。
- ウ 家出中と知りながら言葉巧みに近づく人間には、性の対象や、風俗店等で働かせようとする者が多く、家出中に、性犯罪や薬物乱用等の被害に遭うケースが多いこと。
- エ 家出中の少年をターゲットにした風俗営業者や職業斡旋業などの違法業者等の存在。
- オ 夜中に犯罪が多発していること。

**※ 無断外泊の理由に児童虐待の可能性もあることから、表情、健康状態、家庭環境を鑑み、児童相談所等への通報にも留意する。**

### (2) 関係法令

- ・ 少年法第3条1項3号（ぐ犯少年の規定）  
正当な理由がなく家庭に寄り付かないことなど



## 7 不健全娯楽

### 【事例】

- 午後8時にゲームセンターでゲームをしていた中学生A男が補導された。
- パチンコをしていた高校生B男が補導された。

### (1) 指導内容

ア 不健全娯楽とは、テレクラ・風俗営業・ブルセラショップ、公営競技場等への立ち入り、有害図書・有害玩具の所持及び賭博等の行為をすることであり、その他にも青少年の健全育成を害するもの。

イ 娯楽施設等への立ち入り制限

- ゲームセンター（16歳未満の者は午後6時以降、18歳未満の者は午後10時以降の立ち入り禁止）
- カラオケボックス（午後11時～翌午前4時までの間の立ち入り禁止）
- パチンコ店（18歳未満の者の立ち入り禁止）

ウ 不健全娯楽は、暴力団との関係がある場合が多く、このような娯楽を通して健全な人間関係を作ることは難しいこと。

エ テレクラ、性風俗営業、有害図書等は歪んだ異性観を持たせ、ブルセラは性を商品化するものであること。

オ 不健全娯楽は、少年の金銭感覚、性意識を歪めるものであること。

カ 賭博行為は金銭感覚を歪ませ、勤労意識を失わせること。

キ 不健全娯楽は、警察の補導対象であること。

ク 健全な娯楽を楽しみ、ストレスを解消する方法を教える。

### (2) 関係法令

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
パチンコ屋・ラブホテル・アダルトショップ・ソープランド等への出入りの禁止（ゲームセンターでは16歳未満の者は午後6時以降、18歳未満の者は午後10時以降の立ち入りが禁止。）
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第21条の2  
カラオケボックス等の深夜入場の禁止（午後11時～翌午前4時までの間）





## 8 刃物所持

### 【事例】

- ケンカに使うためにナイフを持っていた中学生 A 男が補導された。

### (1) 指導内容

- ア 正当な理由なく刃物を持ち歩くことは、犯罪であること。
- イ 護身用に凶器を持ち歩くことは法律で許されていないこと。
- ウ 刃物だけでなく、千枚通し等の尖った物、ドライバー等の工具も持ち歩いていると犯罪になる場合もあること。
- エ 鉄パイプ、木刀、バット等もケンカに使うための目的で持ち歩いていると、犯罪になること。
- オ 刃物等の凶器を使用して暴力行為を行えば、怪我人がでることは免れないこと。  
怪我をさせればその補償、壊した物は弁償しなければならず、大金を支払ったり、一生賠償を続けなければならないケースもあること。

### (2) 関係法令

- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第 22 条(刃物の携帯禁止)  
正当な理由なく刃物の長さが 6 cm を越える刃物を携帯してはいけない  
**※ 内閣府の定めにより 8 cm 以下のはさみ等で許されるものがある。**
- ・ 軽犯罪法第 1 条 2 号  
正当な理由なく、人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯してはならない  
(例 アイスピック、木刀、ゴルフクラブ、特殊警棒)
- ・ 凶器準備集合(刑法第 208 条の 3)  
他人の生命、身体及び財産に害を与える目的で凶器を準備して又はその準備があることを知って集合すること

## 9 粗暴行為

### 【事例】

- 駅前の歩道を駐輪場代わりにしていたことを注意されたA男は、「うるせえ、俺だけじゃないだろ」と大声をあげ、注意した市の職員の前に立ち塞がり、しつこく「他の奴も注意しろよ。」と怒鳴りつけた。

### (1) 指導内容

- ア 暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある行為であること。
- イ 脅迫程度ではないが、すごむ、罵声を浴びせる等の行為であること。
- ウ 粗暴行為の積み重ねが、重大な犯罪につながる事。
- エ 警察の補導対象であること。
- オ 粗暴な行為で人々を不安、迷惑な気分させることは許されないこと。

### (2) 関係法令

- ・ 軽犯罪法第1条5号
- ・ 埼玉県迷惑行為防止条例第2条1項  
公共の場所で粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけてはならない

## 10 金品不正要求

### 【事例】

- カラーギャングと付き合いのあるA男は、ゲームセンターで1学年下のB男を見つけ、「ちょっと金を貸してくれよ。」と遊ぶ金を借りようとした。  
B男は、断ったが、A男は「いいだろ、返すから。俺にそんな態度とる気なの」としつこく迫った。

### (1) 指導内容

- ア 暴力や脅迫をしなくても金品を要求することは許されないこと。
- イ お金を貰うだけでなく、借りることも不正要求であること。
- ウ 生徒間のお金の貸し借りはやめること。
- エ 小遣いの範囲内で遊ぶこと。
- オ 暴力、脅しを使わず金品要求しても、不良グループに属していたり、普段の生活態度から恐喝罪となる場合もあること。

### (2) 関係法令

- 恐喝（刑法第249条） 人を脅して金品をとること

## 11 暴力行為・いじめ

### 【事例】

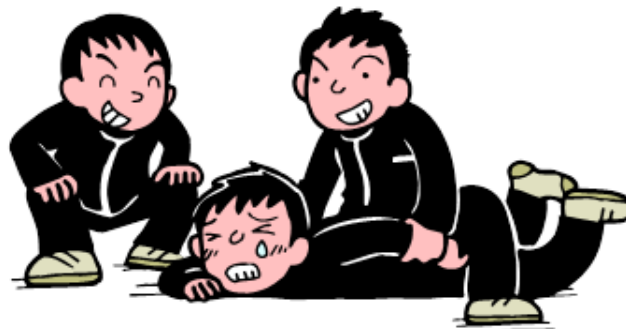
- 嫌がる相手を複数で押さえ付けてプロレス技をかけた。
- インターネット上の掲示板やSNSに、「キモイ」「ウザい」などと書き込んだ。
- A男の机の上に花瓶を置き、クラスで「葬式ごっこ」をした。

### (1) 指導内容

- ア 身体に対する暴力はもとより、器物損壊についても暴力行為であること。
- イ いじめは、暴行、傷害、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱等の犯罪に該当することもあり得ること。
- ウ 暴力行為は、重大な犯罪として逮捕される可能性が高いこと。
- エ 自分では嫌と感じないことでも、された相手が嫌と感じることをやってはいけないこと。
- オ やった方はいじめではなく遊びと考えていても、された相手が嫌だと感じたら、それはいじめであること。
- カ 自分がいじめられたらどう感じるか、家族や大事な友達がいじめられたらどう感じるかを考えさせること。

### (2) 関係法令

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ・ 暴行（刑法第 208 条）     | 傷害に至らない暴力行為       |
| ・ 傷害（刑法第 204 条）     | 怪我を負わせる暴力行為       |
| ・ 脅迫（刑法第 222 条）     | 害を与える旨の告知         |
| ・ 強要（刑法第 223 条）     | 脅迫又は暴行で従わせる       |
| ・ 名誉毀損（刑法第 230 条）   | 公然と人の名誉を傷つけること    |
| ・ 侮辱（刑法第 231 条）     | 公然と人を侮辱すること       |
| ・ 器物損壊（刑法第 261 条）   | 他人の物を壊す           |
| ・ 暴力行為等処罰に関する法律     | 集団での暴行、凶器を使用した脅迫等 |
| ・ いじめ防止対策推進法（第 4 条） | いじめの禁止            |



## 12 金品持ち出し

### 【事例】

- 小学2年生のA男は、母親の財布から500円硬貨1個を抜き取り、近所の本屋で漫画本を買った。

### (1) 指導内容

- ア 家の金品を黙って持ち出すことから、人の物を盗むことが始まること。
- イ 欲しい物を我慢することは、大切であること。
- ウ 多額のお金を持つと恐喝、たかりなどの被害に遭うことが多いこと。
- エ 子供の持ち物に対する保護者の注意の喚起。

### (2) 関係法令

- ・ 窃盗（刑法第235条） 他人の財物を盗むこと
- ・ 親族間の犯罪に関する特例（刑法第244条）  
直系血族間における窃盗については、その刑を免除する



## 13 窃盗等

### 【事例】

- 小学生A男は、同級生B男に見張りをさせ、漫画本を万引きしたが、見張り役のB男も万引きをしたとして児童通告された。
- 高校生C男は、D男が盗んだバイクであることを知りながら、そのバイクを譲り受け、そのバイクに乗って高齢者のバックをひったくった。

### (1) 指導内容

ア 万引きは窃盗であり、「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰を受ける犯罪であること。

イ 仲間が万引きする時見張りをすれば、共犯として犯人になること。

ウ 万引きをして捕まった後、お金を支払っても罪は消えないこと。

エ 万引き等の初発型非行時に適切な指導を行うことが、再非行の防止に重要であること。

オ 被害品であることを知りながら、貰う、買う、保管する、運ぶ、処分の斡旋をする行為は犯罪であること。

カ ひったくりは、弱者を狙った凶悪犯罪であること。

被害者が怪我をして、強盗致傷（無期又は6年以上の懲役刑）になったケースも多いこと。

**※ 併せて、防犯指導も行う。**

### (2) 関係法令

- ・ 窃盗（刑法第235条） 他人の財物を盗むこと
- ・ 盗品等に関する罪（刑法第256条）

窃盗等の被害品を無償で譲り受け、運搬、保管、有償で譲り受け、有償処分のあっせんをすること

### (3) 窃盗の種別

- ・ 万引き・・・・・・・・・・店員等の隙をみて商品等を盗むこと
- ・ 自動販売機ねらい・・・・自動販売機の金品を盗むこと
- ・ 車上ねらい・・・・・・・・車、自転車の積荷を盗むこと
- ・ 自転車盗・・・・・・・・・・自転車を盗むこと
- ・ オートバイ盗・・・・・・・・オートバイを盗むこと
- ・ ひったくり・・・・・・・・・・携帯している金品をひったくって盗むこと

## 14 占有離脱物横領

### 【事例】

- A男は、駅前の駐輪場に錠が壊れた状態でおいてあった自転車に乗って帰宅途中、警察官に職務質問され、「捨てられていたから乗っただけだ。」と答えたが捕まった。

### (1) 指導内容

- ア 誰も乗り手のいない汚い自転車でも勝手に乗ることは犯罪であること。
- イ 落ちていた物を拾った時は、警察署、交番又は落とした人に届けること。
- ウ 盗まれた物や落ちていた物を拾って自分の物にすることは、犯罪であること。また、本来の持ち主に戻らなくなってしまうこと。
- エ 物には値段以外に思い出などの価値があること。

### (2) 関係法令

- ・ 遺失物等横領（刑法第 254 条）  
占有を離れた他人の物を横領すること

## 15 性的いたづら

### 【事例】

- A男とB男は、通行中の女子高生に卑猥な言葉をかけてつきまとい、さらにスカートの中を覗こうとした。

### (1) 指導内容

- ア 性的不安をおぼえさせる行為であること。
- イ 相手に不安をおぼえさせる体への接触も性的いたづらであること。
- ウ 体に触れる目的等でつきまとうことも性的いたづらであること。
- エ 軽犯罪法等の法令に触れる場合があること。
- オ 女性に性的不安を与える行為は絶対に許されないこと。
- カ 相手の気持ちを考えない異性への興味が性犯罪につながること。

※ 性教育と連動させる。

### (2) 関係法令

- ・ 軽犯罪法第 1 条 28 号
- ・ 埼玉県迷惑行為防止条例第 10 条第 1 項  
不安又は迷惑を覚えさせる仕方につきまとうこと等の禁止



## 16 性犯罪

### 【事例】

- 駅の階段でスカートの中を携帯電話のカメラで撮影したA男は、盗撮を目撃した駅員に取り押さえられ、110番で駆けつけた警察官に逮捕された。
- B男（21歳）は、インターネット上のコミュニティサイトで知り合った女子中学生C子とカラオケに行き嫌がるC子と無理やり肉体関係を持った。B男は強姦で逮捕された。

### (1) 指導の内容

- ア 覗きや盗撮も犯罪であること。
- イ 他人の人格を無視して、自己の欲望を満たすことは、人間として許される行為ではないこと。
- ウ 不特定多数との性行為は、性病等にかかるおそれがあること。
- エ 被害防止の観点から、自己防衛の方法。
- オ 被害者の二次被害、PTSDについての知識。  
性犯罪被害者は、深い心の傷を負い、犯人は一生許されることはないこと。
- カ 服装、外出時間等に関する防犯指導。

### ※ 携帯電話のカメラについても指導。

スカート内の盗撮はもとより、携帯電話でむやみに容姿を撮影する行為は肖像権の侵害にあたること。

### (2) 関係法令

- ・ 強姦（刑法第177条）
- ・ 強制わいせつ（刑法第176条）
- ・ 埼玉県迷惑行為防止条例第2条4項  
痴漢・盗撮の禁止

## 17 不健全性行為

### 【事例】

- インターネット上のコミュニティサイトで知り合った男と援助交際（売春）をしていた女子中学生A子は警察に補導された。
- 繁華街で暴力団組員と知り合った女子高校生B子は、暴力団事務所に出入りするようになり、暴力団員C男と肉体関係を持つようになった。

### (1) 指導内容

ア 不健全性行為とは、少年の健全育成上支障のある性交又は性的類似行為のこと。

イ 不特定多数との性行為は、望まない妊娠や性病等にかかるおそれがあること。

ウ ぐ犯少年として施設に収容される場合があること。

### ※ 性教育と連動させる

### (2) 関係法令

- ・ 少年法第3条1項3号（ぐ犯少年の規定）  
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること





## 18 コミュニティサイト・出会い系アプリ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

### 【事例】

- ブランド品の財布が欲しかった女子高校生A子は、コミュニティサイトの掲示板に「15歳の女の子です。困ってます。5で¥します。」と援助交際（売春）の相手を求める書き込みをして、警察に捕まった。
  - 「13歳の女の子です。¥3でお茶するよ。」と対価を示して交際相手を求める書き込みをした女子中学生B子は警察に補導された。
- ※ ¥は「援」の隠語として援助交際を意味する。¥〇とは、〇万円のこと。（隠語は変化する）

### (1) 指導の内容

- ア コミュニティサイト、出会い系アプリ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、出会い系サイト、テレクラ（ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル）の仕組み。
- イ 性犯罪被害（強制わいせつ、強姦、児童買春、ストーカー）等に遭う危険性。
- ウ 出会い系サイト規制法により、児童の書き込みについても処罰対象になったこと。（同じ趣味を持つ仲間等とのコミュニケーションを目的としたコミュニティサイトでの書き込みでも、処罰の対象となる場合もある。）
- エ 対価を示して、誘うだけで違法行為となること。
- オ ネット上の「顔の見えない相手」の危険性。
- カ 薬物犯罪に巻き込まれることがあること。
- キ フィルタリング機能や有害情報の防止措置。
- ク 不特定の異性と性交渉を求める者が多く、裸体等を撮影してネット上に流出させられたり、携帯電話の電話番号やメールアドレス、IDを流出させられるなどの被害に遭うケースがあること。
- ケ 架空請求などの詐欺の被害に遭うことが多いこと。

### (2) 関係法令

- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律第6条（児童に係る誘引の禁止）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条（児童買春をした者）
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例第19条（淫らな性行為等の禁止）

## 19 インターネットの不適切利用

### 【事例】

- 高校生のA男は、飲食店内での飲酒・喫煙・備品の汚損等の不適切な行為を撮影し、その写真をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に掲載した。
- X中学校に通うB男は、定期考査を延期させるため、インターネット上の掲示板に「X中学校を爆破する」旨の書き込みをし、業務妨害の罪で警察に逮捕された。

### (1) 指導内容

- ア インターネット上の情報は、誰でも閲覧することができること。
- イ インターネット上に住所、氏名、生年月日、学校名、メールアドレス等を掲載することは、自分の個人情報を全世界に向けて公開していることと同義であること。
- ウ インターネット上に一度拡散した情報は、削除や回収が極めて困難であり、将来自分の書き込んだ内容が進学や就職が不利になる場合もある。
- エ 書き込んだ内容や掲載した写真の内容により、いじめや人間関係のトラブルに発展することがあること。
- オ 不適切な画像や書き込みによって他人に損害を与えた場合、損害賠償請求をされる可能性があること。
- カ ふざけて書き込んだ内容であっても、犯罪行為となる場合があること。

### (2) 関係法令

- |                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| ・ 脅迫（刑法第 222 条）     | 害を加える旨を告知                   |
| ・ 名誉毀損（刑法第 230 条）   | 公然と人の名誉を傷つけること              |
| ・ 侮辱（刑法第 231 条）     | 公然と人を侮辱すること                 |
| ・ 業務妨害（刑法第 233 条）   | 虚偽の風説の流布又は偽計を用いて人の業務を妨害すること |
| ・ 威力業務妨害（刑法第 234 条） | 威力を用いて業務を妨害すること             |



## 20 暴走行為

### 【事例】

○ 興味本位で先輩の加入する暴走族の集会に参加した高校生A男は、運転免許がないので、先輩の運転するオートバイの後部に乗り、暴走に参加した。

先輩の乗るオートバイは警察に止められ、後部に乗っていたA男は、暴走行為で補導された。

### (1) 指導内容

ア 暴走行為は、交通の危険を生じさせ、人に迷惑となる自動車等の運転であること。

イ 暴走行為は、極めて迷惑な行為であり、理解を示す者は皆無であること。

ウ 暴走車両に乗っていれば、補導又は取締り対象となること。

エ 暴走族は反社会的集団であり、暴力団とのつながりが多いこと。

オ 暴走行為をすれば、他の暴走族等に目をつけられ、「もぐり狩り」と称してリンチを受けるケースがある。

また、暴走族同士の抗争に巻き込まれ、障害が残る怪我を負わされた者もいる。

カ 交通事故で大怪我、死亡した場合の家族、遺族の悲しみを理解させる。

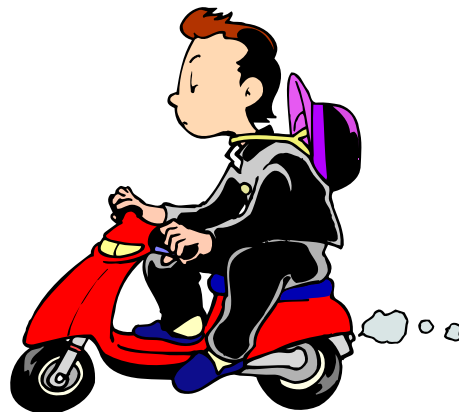
キ 暴走族に加入すれば、上納金を要求されたり、脱退の際にはリンチを受けることがある。

ク 無免許運転は取締りの対象となるばかりでなく、事故を起こせば多額の損害賠償を要求される。

### (2) 関係法令

- ・ 道路交通法等

**※ 道路交通法の改正により、暴走族による暴走行為や爆音走行に対する取締りと罰則が強化された。**



## 21 不良交友

### 【事例】

○ 中学生A男は、深夜コンビニで知り合いになった暴走族Bと親しくなり、Bから暴力団員Cを紹介された。Cは最初、食事やカラオケ等を奢ってくれたが、そのうち暴力団事務所の掃除や、露店の手伝い等をさせられるようになった。

### (1) 指導内容

- ア 不良交友とは、暴力団、暴走族、カラーギャング等と一緒に行動することであり、警察の補導対象であること。
- イ 暴力団は、暴力団の実態を知らない少年を対象に勧誘し、加入後は道具として犯罪行為に加担させる組織であること。
- ウ 暴力団等との深い関係にある場合は、ぐ犯少年として施設収容もあること。
- エ 暴走族やギャングは、集団心理から、犯罪行為に手を染めるケースが多いこと。
- オ 対立グループとの抗争から、被害者、加害者の両方になりうること。
- カ 一度加入するとグループから抜けられないこと。
- キ 集団心理から、道路に屯するなど住民に迷惑行為をかけること。

**※ 不良グループのことで悩んだ場合は、学校、警察（少年サポートセンター）に早期に相談する。**

### (2) 関係法令

- ・ 少年法第3条1項3号  
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又は徳性を害する人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律  
第16条 加入強要の禁止  
第24条 少年に対する入れ墨の強要等の禁止



## 22 不良集団（暴走族・ギャング）

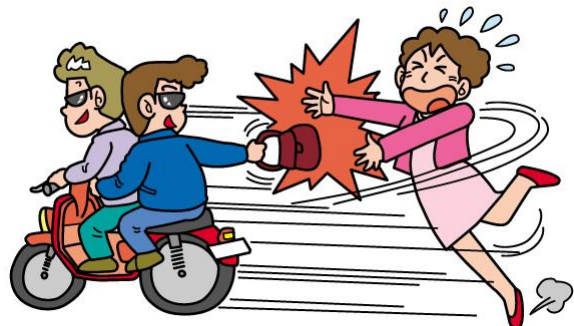
### 【事例】

- 暴走族「〇〇会」構成員A男とゲームセンターで遊んでいた高校生B男は、店外で突然A男の加入する暴走族と対立する隣町の暴走族「××龍」のメンバー10名位に取り囲まれ、木刀、ゴルフクラブ等で殴られた後、車に無理矢理乗せられ、河川敷まで連れて行かれてさらなるリンチを受けた。
- ギャング「レッド〇〇」のメンバーは、暴力団へのケツ持ち料の1ヶ月30万円を払うことができず、ひたたくりで金を集めることにした。
- ギャング「ホワイト△△」のメンバーである中学生C男、D男は、ケツ持ちの暴力団組員にケツ持ち料金が払えなかったことから、暴力団の紹介する解体業者で、ビル解体の仕事をさせられた。

※ 「ケツ持ち」とは、暴力団等が後ろ盾、用心棒になること。  
用心棒代として金銭を要求されたり、労働をさせられることがある。

### (1) 指導内容

- ア 暴走行為は危険な運転で命を失うばかりか、無関係の人を巻き込むこと。
- イ ケツ持ちと呼ばれる暴走族のOB、暴力団から金銭、労働を要求されること。
- ウ グループ活動のためにむりやり集会等に参加させられること。
- エ ケツ持ちへの上納金のために、窃盗、強盗等の犯罪に手を染めることが多いこと。
- オ 離脱する者はリンチを受けたり、離脱する者へのリンチを強要されること。
- カ 暴力団等の犯罪行為の手助けをさせられること。
- キ 喫煙、飲酒、深夜はいかい等の不良行為や騒音、ゴミの散乱等の迷惑行為、縄張り意識から対立グループとの抗争に発展することが多いこと。
- ク ケツ持ちの言われるままに暴力団の構成員にされてしまうこと。



## 23 凶悪犯罪

### 【事例】

- 高校生A男、B男、C男、D男は、深夜飲酒して帰宅途中の会社員の後をつけ、集団で暴行を加え、現金や貴金属を奪い取った。

### (1) 指導内容

ア 凶悪犯罪とは（殺人、強盗、強姦、放火等）であり、このような犯罪は、被害者だけでなく、自分の家族にも多大な迷惑をかけること。

（一家離散、保護者の自殺の例が多数ある）

イ いわゆる「おやし狩り」は、強盗であること。

ウ 凶悪犯罪は、深夜、グループで敢行されるケースが多いこと。

誘われても断る意思、やめさせる意思を持つこと。

エ 被害防止の観点から、自己防衛の方法を指導すること。

オ 被害者の二次被害、PTSDについての知識。



## 24 薬物乱用

### 【事例】

- 女子高校生A子は、友人から紹介されたB男に「ダイエットに良いんだよ。」と覚せい剤を勧められ、興味から覚せい剤を使用した。  
A子は覚せい剤取締法違反（使用）の罪で逮捕された。
- C男はインターネットで「合法ハーブ」として販売されていたハーブを購入して使用したが、気分が悪くなって救急車で搬送された。  
その後、薬事法違反で警察に逮捕された。
- 中学生C男は、川原でライターの充填用ガスを吸い、気分が良くなったが、足下がふらつき川に落ち、溺れかけ救助された。

### (1) 指導内容

- ア 薬物等の種類（覚せい剤・大麻・MDMA・**危険ドラッグ**・シンナー・ガス等）
- イ 薬物等の影響（健康被害・依存症・精神錯乱・犯罪を誘因）
- ウ 違法性（法が規制する薬物はもちろん、現行法で規制されていない薬物であっても各都道府県条例による規制の対象となっている場合がある）
- エ いわゆる「ガスパン」を取り締まる法律がないが、警察の補導対象であること。  
**※ 「ガスパン」とは、ライター等のガスを吸引すること。  
「ガスパン」が原因の酸素欠乏や火災で、死亡事例がある。**
- オ 薬物は、暴力団の資金源となっていること。  
薬物の購入資金欲しさに盗みをしたり、精神錯乱で通り魔事件を起こしたりするケースがあること。
- カ 薬物の誘いを断ること。
- キ 友人が薬物を使用している場面にあつたら、制止する力。

### (2) 関係法令

- ・ 毒物及び劇物取締法（トルエン、酢酸エチル、メタノールを含有するシンナー等）
- ・ 覚せい剤取締法（覚せい剤）
- ・ 大麻取締法（大麻）
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法（コカイン・ヘロイン・ハルシオン等）
- ・ あへん法（あへん）
- ・ 薬事法（指定薬物の所持、使用、購入、販売、授与等）
- ・ 薬物の濫用の防止に関する条例（都道府県ごとに施行）



## 25 振り込め詐欺等

### 【事例】

- 高校生A男は、成人男性のB男とともに「会社の金を使い込んでしまった。お母さん、お金を貸して。」などと言葉巧みに老人宅に電話をかけ、現金を騙し取った。
- 中学生C男は、インターネット上で知り合った男から「荷物を受け取るだけで高額な現金がもらえる簡単な仕事がある。」と誘われた。C男は「何かまずいことかな。」と思いながらも、簡単に現金が手に入ると思って引き受けることにし、指示された場所に現金を受け取りに行ったところ、警察官に詐欺の犯人として現行犯逮捕されてしまった。
- 高校生D男は、先輩である無職少年E男に「銀行口座を開設して売れば1万円になる。」と持ちかけられ、銀行口座を開設し、銀行通帳、キャッシュカード、銀行印を数万円でE男に売った。

### (1) 指導内容

- ア 振り込め詐欺は、人の善意につけ込む非常に卑劣で重大な犯罪であること。
- イ 実際に電話をかけていなくても、犯行計画に関わったり、現金などを受け取りに行ったりしただけで犯人とされること。
- ウ 預金口座を他人に譲渡又は販売する目的で開設することは違法行為であること。
- エ 振り込め詐欺は、暴力団等の犯罪組織の資金源であり、組織犯罪の片棒を担ぐこととなること。
- オ お金は、働いた対価であること。
- カ お金をだまし取られたことで自殺する人がいること。だまされる人の気持ちを考えること。

### (2) 関係法令

- ・ 詐欺（刑法第246条） 人を欺いて財物の交付させること
- ・ 恐喝（刑法第249条） 人を恐喝して財物を交付させること
- ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（本人確認法）





## 26 被害防止

児童生徒、女性を狙った傷害、誘拐、性犯罪が多数発生している。  
地域ぐるみの防犯活動で犯罪を封じ込めることも大切であるが、児童生徒自身が身を守る意思と態度を持ち、危険を回避することが大切である。

### (1) 声かけ事案

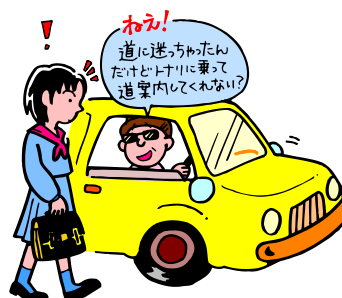
- ア 知らない人にはついていかない。
- イ 身の危険を感じたら大声で助けを呼ぶ。
- ウ 一人で遊ばない。
- エ 友達が連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ。
- オ 車に乗っている人に声をかけられたら、無闇に近づかない。
- カ 遊びに行くときは、「誰」と「どこ」で遊び、「何時」までに帰るか家の人に言ってから出かける。
- キ 「帰るコール」をする。

※ 「こども 110 番の家」や防犯ブザーの使用についても周知させる。



### (2) 性犯罪

- ア SNSやアプリで知り合うなどネット上の関係のみで身元のわからない人間（年齢、性別を偽る者がいる。）と会わない。
- イ 深夜、暗い、人通りの少ない道は歩かない。
- ウ 防犯ブザー等を携帯する。
- エ エレベーターに乗るときは入り口に乗る。
- オ 家に入るときや車に乗る際は、周囲を一度見渡してから鍵を開ける。
- カ 遅くなる場合は、家族に迎えに来て貰う。
- キ 性犯罪は被害者の心に一生癒えない傷を残し苦しむことになるので、自身が身を守る意思と態度を持ち、危険を回避することが大切である。



### (3) 来校不審者

- ア 来校者には必ず挨拶をして用件を尋ね、早期に不審者を発見する。
- イ 不審者を絶対に校内に入れない。
- ウ 複数で対応する。
- エ 不審者と対応する部屋を設けるとともに、児童には近づけないようにする。
- オ 毅然とした態度で対応するとともに、適時に警察に通報する。

**※ 文部科学省等のマニュアルを活用し、警察の防犯指導等を受け、各校にあった防犯体制を確立する。**

### (4) 防犯教室

埼玉県警察では、児童生徒の安全を守るために、非行防止指導班「あおぞら」が要請により、防犯指導にあたっている。

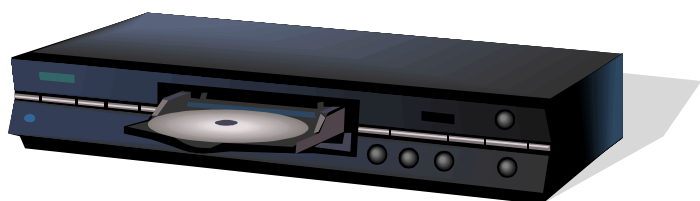
申し込みは、インターネットによる電子申請で受け付けている。

埼玉県警察ホームページ（サイト内検索）非行防止教室「あおぞら」

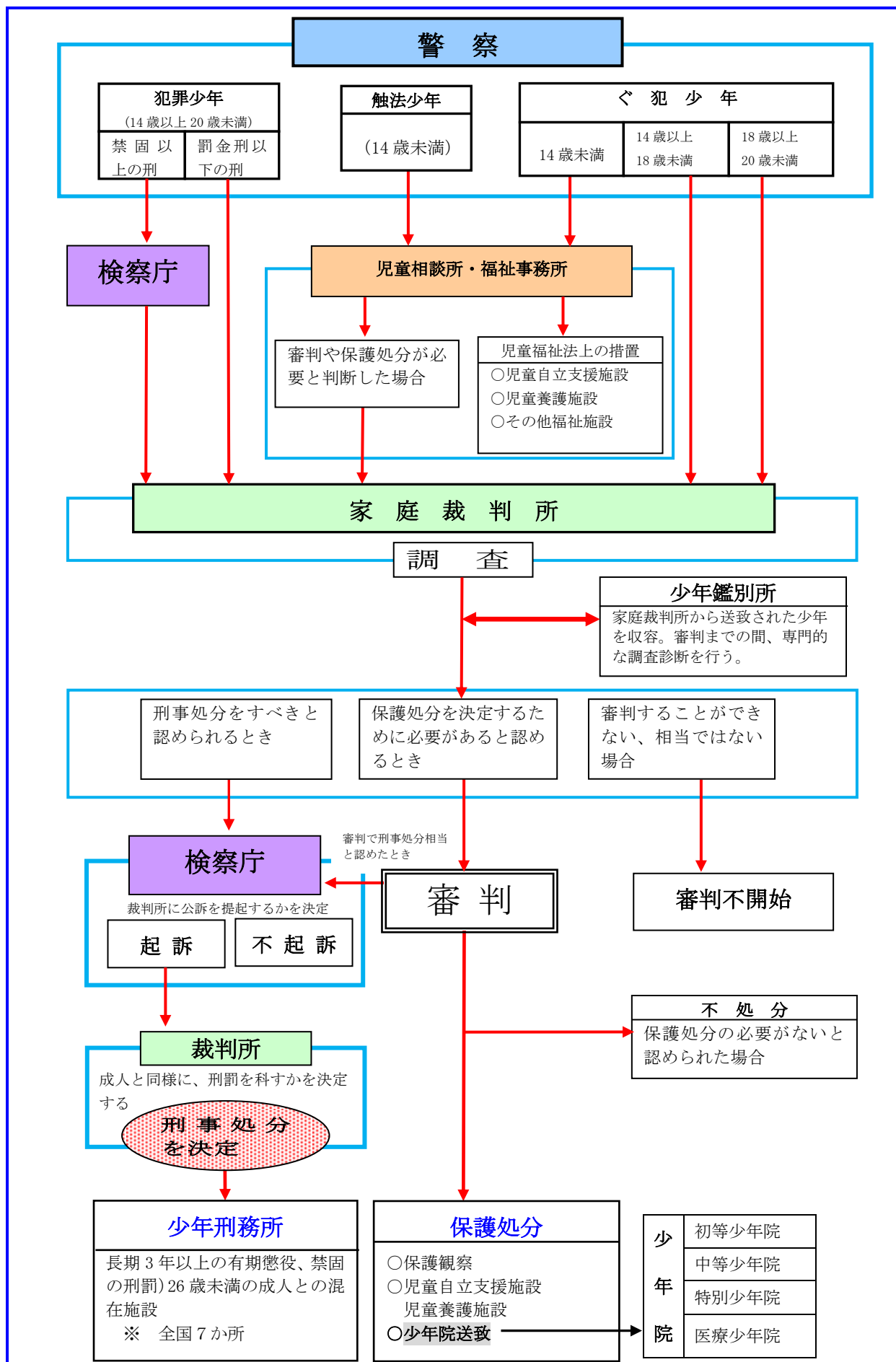
<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>

**※ 指導対象例は、架空のものである**

# IV 参考



# ①非行少年の取扱い手続の流れ



## 非行少年取扱い手続の流れ（用語集）

### 1 非行少年

- (1) 犯罪少年  
罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- (2) 触法少年  
罪を犯した14歳未満の少年
- (3) ぐ犯少年  
20歳未満の少年で、次のいずれかの事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれが認められる少年
  - イ 保護者の正当な監督に服さない性癖のあること
  - ロ 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
  - ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
  - ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

### 2 犯罪少年の処分

少年事件には、**保護事件**と**刑事事件**の処分がある。

#### (1) 保護事件

保護を必要とする者に対して適切な保護を実現する。

家庭裁判所で審判が開かれ、処遇が決定する。

- ア 不処分  
少年に注意を促し、処分を科さないこと
- イ 保護観察  
犯罪者や非行少年に通常の社会生活を営ませながら、一定の遵守事項を守るように指導監督するとともに、必要な補導援護を行うこと
- ウ 児童自立支援施設、児童養護施設送致  
家庭等に問題があり、福祉上の措置が必要な場合
- エ 少年院送致  
施設に収容して、矯正教育をおこなうこと
  - A 初等少年院  
心身に著しい故障のない14歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。
  - B 中等少年院  
心身に著しい故障のないおおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。
  - C 特別少年院  
心身に著しい交渉はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。
  - D 医療少年院  
心身に著しい故障のある14歳以上26歳未満の者を収容する。
- オ その他
  - A 審判不開始  
審判そのものをおこなわないこと
  - B 少年鑑別所  
家庭裁判所からの観護措置の決定により、送致された少年を収容し、専門的な調査や診断を行う施設

#### (2) 刑事事件

検察官送致

家庭裁判所が刑事罰を科すことが相当であると判断を示した場合、家庭裁判所は検察官に送致する。

検察官は刑事裁判所に公訴を提起し、少年は裁判を受けることとなり、実刑判決を受けた場合、少年刑務所に入所することになる。

## ②視聴覚教材利用案内

埼玉県防犯協会連合会では、地域防犯活動における集会や学校教材等に利用していただくためにDVDの貸出を行っています。

学校の教育活動においても利用できますので、次の要領でお申し込みください。

### 1 申し込み方法

学校を所管する警察署生活安全課に置いてある「防犯映像プログラム」から選んで、直接警察署にお申し込みください。

### 2 利用期間

(1) 原則として7日間以内です。

(2) 利用本数

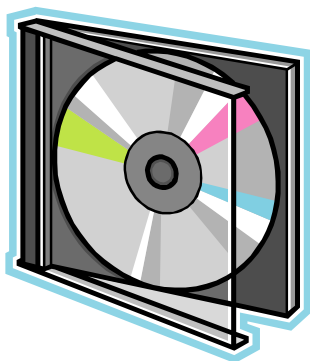
1回につき2本以内です。

(3) 利用上の注意

ディスクが損傷しないように十分注意し、ダビングは絶対に行わないでください。

もし、損傷した場合や映像に支障が生じたときは、返納の際に連絡してください。

(4) 利用後は、貸出を受けた警察署にお返しくください。



### ③学校問題解決に向けた関係機関・相談窓口一覧

県立学校部生徒指導課

#### 問題行動発生時の基本的対応の留意点

- (1) 第1報を受けた教職員は、速やかに管理職に正確に事実を報告する。  
 (2) 管理職もしくは生徒指導主任は、様々な情報を一元的に集約し、時系列で、正確に記録する。

#### ◎ 関係機関・相談窓口

##### 子ども・青少年に関する相談

No.	相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
1	いじめや不登校など児童生徒の相談 (よい子の電話教育相談)	県立総合教育センター	(子ども専用) 0120-86-3192 (保護者専用) 048-556-0874	24時間受付(年中無休) Eメール相談 Eメールアドレス:soudan@spec.ed.jp FAX相談:0120-81-3192
2	学校におけるいじめ、不登校、中途退学、非行・問題行動への対応 (児童生徒、教職員及び保護者への指導・援助)	南部教育事務所(スクールカウンセラー)	048-822-1860	(訪問日 月・火)
		西部教育事務所(スクールカウンセラー)	049-242-1805	(訪問日 火・金)
		北部教育事務所(スクールカウンセラー)	048-523-2818	(訪問日 水・木)
		東部教育事務所(スクールカウンセラー)	048-737-2812	(訪問日 水・金)
※ スクールカウンセラーの申込について(県立学校の場合) ・各学校から、各教育事務所スクールカウンセラー担当指導主事に電話とFAX(別紙様式)で申し込む。申込は学校長の指示のもと行う。 ・原則として、訪問日時については申し込んだ日の翌週以降となる。希望を確認したうえで日時を調整する。				
3	子どもに係る全般的な悩み等の相談 (子育ての悩みやしつけの問題からいじめや体罰などのあらゆる相談)	子どもスマイルネット (埼玉県・子どもの権利擁護委員会)	048-822-7007	毎日 10:30~18:00 (祝日・年末年始を除く)
4	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	さいたま地方法務局人権擁護課 子どもの人権110番	0120-007-110	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

5	虐待 子どもの養育 発達の遅れ 心身の障害 性格 非行など、児童(18歳未満)の相談	中央児童相談所	048-775-4152	※ 月~金 8:30~18:15 (祝日・年末年始を除く) 上記以外の時間帯で、緊急性のある児童虐待通報  【全国共通ダイヤル】 0570-064-000 【県・休日夜間児童虐待通報ダイヤル】 048-779-1154 【さいたま市・児童虐待通告電話24時間】 048-840-1448
		南児童相談所	048-262-4152	
		川越児童相談所	049-223-4152	
		所沢児童相談所	04-2992-4152	
		熊谷児童相談所	048-521-4152	
		越谷児童相談所	048-975-4152	
		越谷児童相談所 草加支所	048-920-4152	
さいたま市児童相談所(市内対象)	048-840-6107			
6	子どもの発達の遅れや心身の障害などに関わる相談	県立総合教育センター (特別支援教育相談)	(面接相談) 048-556-4180	月~金 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

7	インターネットを使った犯罪に関するもの等	けいさつ総合相談センター	#9110又は 048-822-9110 (埼玉県)	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)
8	架空・不当請求の相談に関するもの	埼玉県消費生活支援センター川口	048-261-0999	月~金 9:30~12:00 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)(川口は土も受付)
		埼玉県消費生活支援センター川越	049-247-0888	
		埼玉県消費生活支援センター春日部	048-734-0999	
		埼玉県消費生活支援センター熊谷	048-524-0999	
9	違法・有害情報への対応に関する相談窓口	消費者ホットライン(消費者庁)	0570-064-370 (全国共通)	毎日10:00~16:00(年末年始を除く)
		社団法人テレコムサービス協会 「違法・有害情報相談センター」	03-5644-4800 インターネット相談窓口	月~金 9:30~16:30 (祝日・年末年始を除く) 24時間受付(年中無休)

10	児童生徒の非行問題、犯罪に関すること	最寄りの警察署(生活安全課)		
11	警察安全相談に関わる相談	けいさつ総合相談センター (最寄りの警察署等でも相談に応じます)	048-822-9110 (ダイヤル回線、IP電話) 又は#9110(プッシュホン、携帯電話、PHS)	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)
		埼玉県警察少年サポートセンター	048-865-4152	月~土 8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)
12	非行問題 親子関係 性格 犯罪被害 いじめなどの相談	ヤングテレフォンコーナー(少年専用)	048-861-1152	月~土 8:30~17:15
		ヤングメール(少年専用)	埼玉県警察のホームページからアクセスできます。	
		少年サポートセンター 西分室川越相談室	049-239-6598	月~金 9:00~16:00
		少年サポートセンター 北分室熊谷相談室	048-524-4016	月~金 9:00~16:00
		少年サポートセンター東分室	048-718-4152	月~金 9:00~16:00

13	非行、思春期に関する問題の相談	さいたま少年鑑別所非行防止相談室	048-862-2051	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
14	非行、犯罪とその立ち直りに関する相談	さいたま保護観察所	048-861-8287	月～金 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
15	犯罪被害相談・支援	さいたま保護観察所	048-861-8287	月～金 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
16	薬物関係の相談	(財)埼玉県暴力追放・ 薬物乱用防止センター	048-822-4970	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

17	暴力団等に関する相談	(財)埼玉県暴力追放・ 薬物乱用防止センター	048-834-2140	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
18	子どものための相談(18歳まで)	(社福)埼玉いのちの電話 (子ども専用)こどもライン	048-645-4343 048-640-6400	24時間365日対応 金・土15:00～21:30

19	特別支援教育に関すること (LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援等)	県立総合教育センター (特別支援教育担当)	048-556-4180	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
		最寄りの県内の公立特別支援学校			
		埼玉大学教育学部附属特別支援 学校特別支援教育臨床研究セン ター「しいのみ」	048-654-0961	火・木・金 9:00～12:00	
		埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	049-239-3553	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日を除く)	
		国立秩父学園発達診療所	04-2992-2839		
	社団法人 日本自閉症協会	03-3545-3382 (相談専用)	月・金 9:30～16:30 水 10:30～15:00 (祝日を除く)		

20	DV(デートDV)	With You さいたま (埼玉県男女共同参画推進センター)	048-600-3800	月～土 10:00～20:30(面接相談は予約制) (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)
		婦人相談センター(DV相談担当)	048-863-6060	日・祝 9:30～17:00 (年末年始を除く)

21	スクール・セクシャル・ハラスメント (学校という場所で起きるセクシュアル・ ハラスメントのこと)	県立総合教育センター	(子ども専用) 0120-86-3192	24時間受付(年中無休)
		埼玉県警察少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー	(少年専用) 048-861-1152	月～土 8:30～17:15

22	鉄道痴漢被害相談ホットライン	鉄道警察隊	048-641-0599	24時間受付
----	----------------	-------	--------------	--------

### 福祉・医療に関する相談

23	性同一性障害	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 (番号案内)	診療日 月～土(祝日・年末年始を除く) 診療受付時間 8:30～11:00	
		最寄りの医療機関で相談に応じます。			
24	各種健康相談	最寄りの保健所・市町村保健センターで相談に応じます。			
25	医療相談	埼玉県医療安全相談窓口	048-830-3541	月～金 9:00～16:00	
		最寄りの保健所でも相談に応じます。			
26	思春期保健電話相談	(社)埼玉県看護協会 「ティーンズ電話相談」	048-548-8800 (受付電話)	毎週土 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
27	エイズや性感染症の相談	埼玉県エイズホットライン	048-764-3030	月・水・金 10:00～16:00 (祝日・12/28～1/4を除く)	

28	精神保健福祉相談(自殺防止対策)	精神保健福祉センター	048-723-6811	来所相談 予約受付 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)(さいたま市を除く)
		最寄りの保健所・市町村保健センターで相談に応じます。		
29	こころの電話相談	精神保健福祉センター	048-723-1447	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 電子メール相談もあり(埼玉県ホームページ から受付)
30	自殺予防	(社福)日本いのちの電話	0120-738-556	毎月10日8:00～翌11日8:00(24時間)
		(社福)埼玉いのちの電話	048-645-4343	毎日 24時間 (ただし金・土は15:00～21:30)

### 外国語による相談

31	外国人ヘルプデスク (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル 語・ハンガリー語・タガログ語・タイ語・ベトナム 語)	(財)埼玉県国際交流協会	048-833-3296	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
----	---	--------------	--------------	--------------------------------

### 法律に関する情報提供・相談

32	法律に関する情報提供・相談	法テラス	0570-078374	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
----	---------------	------	-------------	--

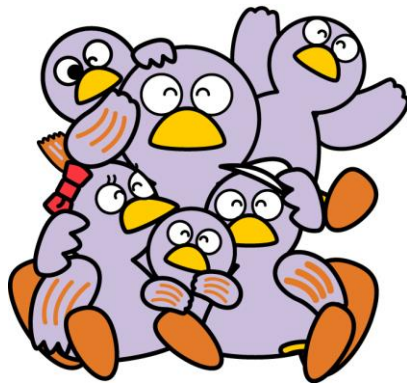


## 非行防止教室指導事例集（改訂版）

発  
編

行 平成27年3月  
集 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
TEL 048-830-6908 FAX 048-830-4952

子供は地域のみんなで育てる！



埼玉県のマスコット  
「コバトン」